

一般廃棄物処理有料化の手引き

平成 25 年 4 月

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

目 次

はじめに.....	1
1. 基本的事項.....	2
1－1. 一般廃棄物処理の有料化の定義等.....	2
1－2. 有料化の検討及び導入プロセス.....	3
2. 有料化の目的.....	5
2－1. 有料化の目的及び期待する効果.....	5
2－2. 有料化施策の位置づけ.....	9
3. 有料化の仕組みづくり.....	11
3－1. 手数料の料金体系.....	11
3－2. 手数料の料金水準.....	16
3－3. 手数料の徴収方法.....	24
3－4. 手数料収入の使途.....	30
3－5. 他施策との併用.....	32
4. 有料化の円滑な導入及び実施.....	37
4－1. 円滑な導入に向けた関係者との連携.....	37
4－2. 円滑な実施に向けた関係者との連携.....	38
4－3. 懸念される課題への対応.....	41
5. 有料化の制度評価と見直し.....	46
5－1. 制度の評価と見直しの基本的な考え方.....	46
5－2. 点検の実施.....	47
5－3. 制度の見直し.....	52

参考資料1 有料化事例集

はじめに

平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が改正された。

この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化された。

本手引きは、基本方針に、国の役割として「市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。」と定められたことに基づき、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に、参考となる手引きとして作成するものである。

本手引きは、平成 19 年 6 月に作成されたが、このたび、情報の更新等を行うとともに、事業系一般廃棄物の有料化についても記述を追加した。

1. 基本的事項

1－1. 一般廃棄物処理の有料化の定義等

本手引きにおける「一般廃棄物処理」とは、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ）が行う、一般廃棄物の処理全体（収集、運搬及び処分）を指す。

本手引きにおける「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない。

本手引きでは、一般家庭および事業所から排出される一般廃棄物の有料化を対象として、有料化の導入又は見直しを行う際に参考となる事項を示すものである。

また、本手引きでは、基本方針に「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進める」とされていることに沿って、従量制の有料化導入を有料化の仕組みの基本としている。

1－2. 有料化の検討及び導入プロセス

有料化の検討及び導入における手順フローと本手引きとの対応関係を図1に示す。

有料化導入の目的（2章）

一般廃棄物処理の有料化は、基本方針を踏まえ、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に位置づけて行う。本手引きでは、一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとする。

有料化の仕組みづくり（3章）

一般廃棄物処理に係る現状や課題、目指すべき一般廃棄物処理のあり方を踏まえ、手数料の料金体系、手数料の料金水準、手数料の使途などを検討し、制度の仕組みを定める。

また、有料化の目的及び一般廃棄物行政・事業の目的及び目標を実現するために、一般廃棄物処理の有料化と併せて、その他の廃棄物関連施策も検討し、施策内容を定める。

有料化の円滑な導入及び実施（4章）

一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化の検討段階における有料化に関する説明会の開催や、市の広報誌などを活用した情報提供など、住民や事業者への説明を十分に行う。

有料化の制度評価と見直し（5章）

一般廃棄物処理の有料化を導入した後、その目的を達成するために、制度の運用及びその効果について定期的な点検を行う。さらに、定期的な点検を積み重ね、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、制度の評価、見直しを概ね5年に一度の頻度で行う。

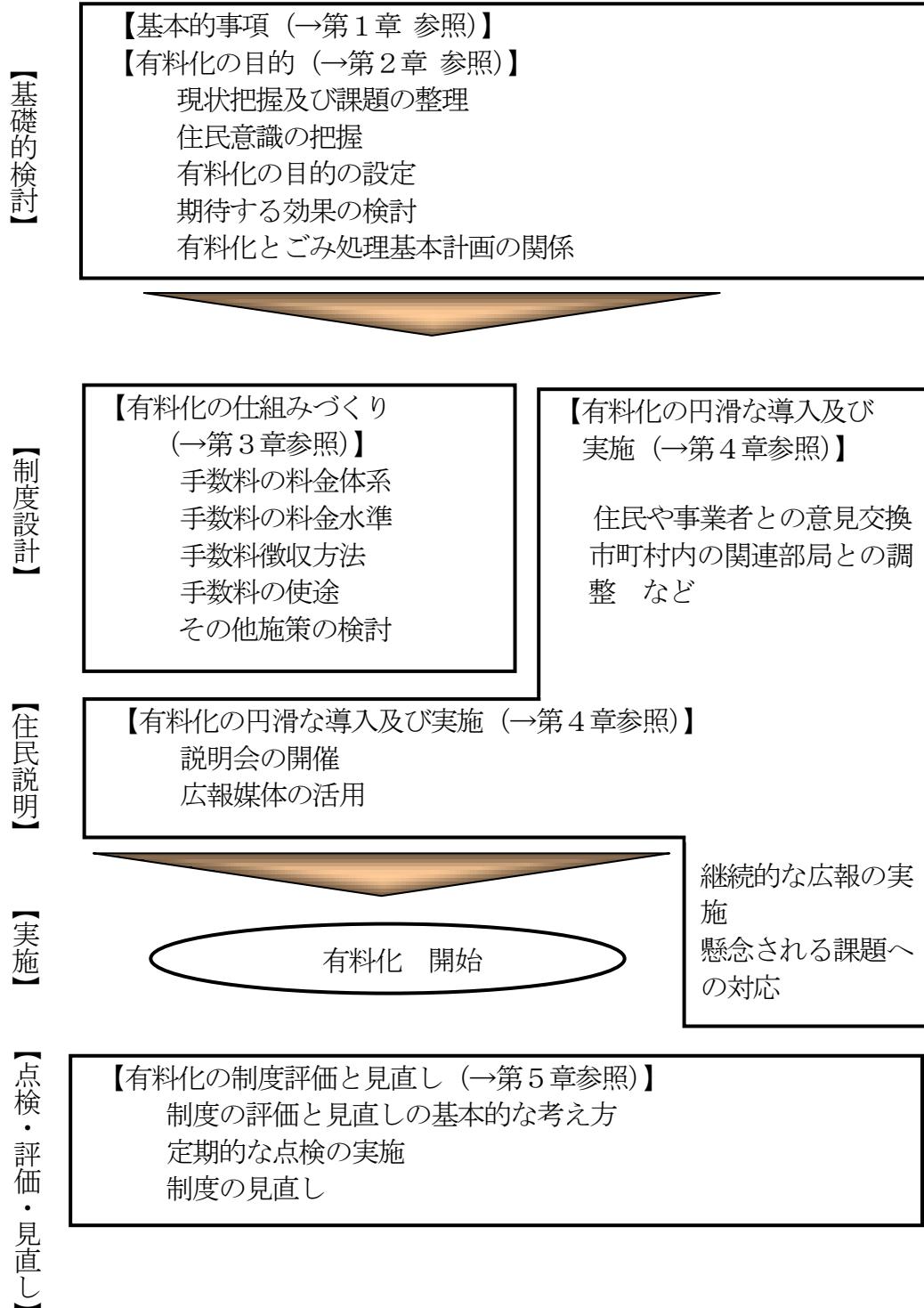


図1 一般廃棄物処理有料化導入の工程

2. 有料化の目的

2-1. 有料化の目的及び期待する効果

本手引きにおいては、一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づける。

有料化の導入について検討を行う際には、一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化の目的のもとで期待する効果を明確にすることが適切である。なお、有料化の導入後には、実施状況やその効果についての点検を毎年度行うことが望ましい（5章参照）。

【解説】

（1）排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

廃棄物の排出量の大小は、焼却施設や最終処分場など処理施設の規模や整備時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することができれば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制にも寄与する。

なお、可燃ごみや不燃ごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差を設けることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

（2）公平性の確保

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。

また、小規模事業者や少量排出の事業者の場合には、家庭系廃棄物と同様に収集し、処理費用を徴収していない自治体もあるが、一般家庭から手数料を徴収する際には、公平性の観点から同時にこれらの事業者からも手数料を徴収する必要がある。

（3）住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、廃棄物の排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブ（動機付け）が弱い。

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民や事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明

の必要性も増大するため、住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることが期待される。その結果、最終的には、住民にあっては、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進、事業者にあっては、分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制効果が期待される。

(4) その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、手数料収入を分別収集及びリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

【参考1】有料化の目的

図2－1－1は、市町村で掲げている有料化の主な目的についての調査結果である。ごみ減量の推進(88.9%)、住民負担の公平化(77.9%)、住民の意識向上(73.2%)を主な目的とする市町村が多くみられる。

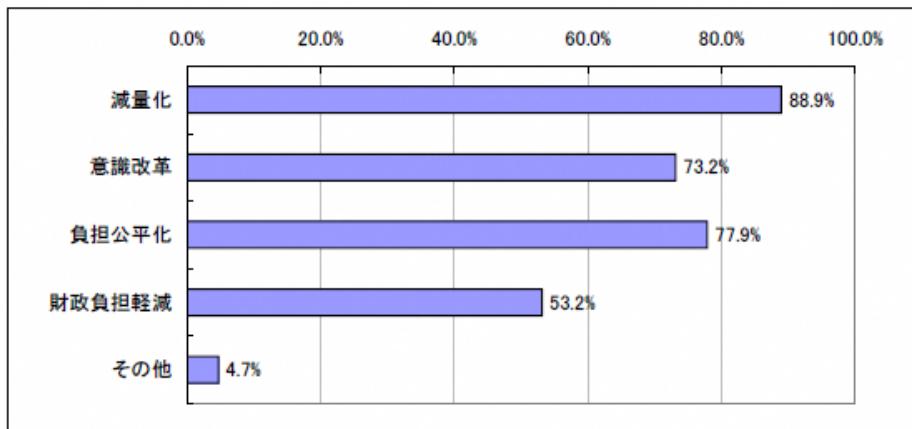


図 2－1－1 一般廃棄物処理の有料化目的別の市町村件数

(注) 調査は平成17年7月に全国の市及び一部事務組合763件に対して実施し、回収件数は526件である。

(出所) 財団法人関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書(内閣府委託調査)』平成18年1月

【参考2】有料化の必要性の検討

有料化の検討に当たっては、有料化と一般廃棄物処理の全体的な施策・事業との関係や、有料化によってどのような課題に対応し、どのような効果を目指そうとするのかを明らかにして検討を進めることが、有効である。

導入に向けたステップとして、推奨される検討フローを以下に示す。

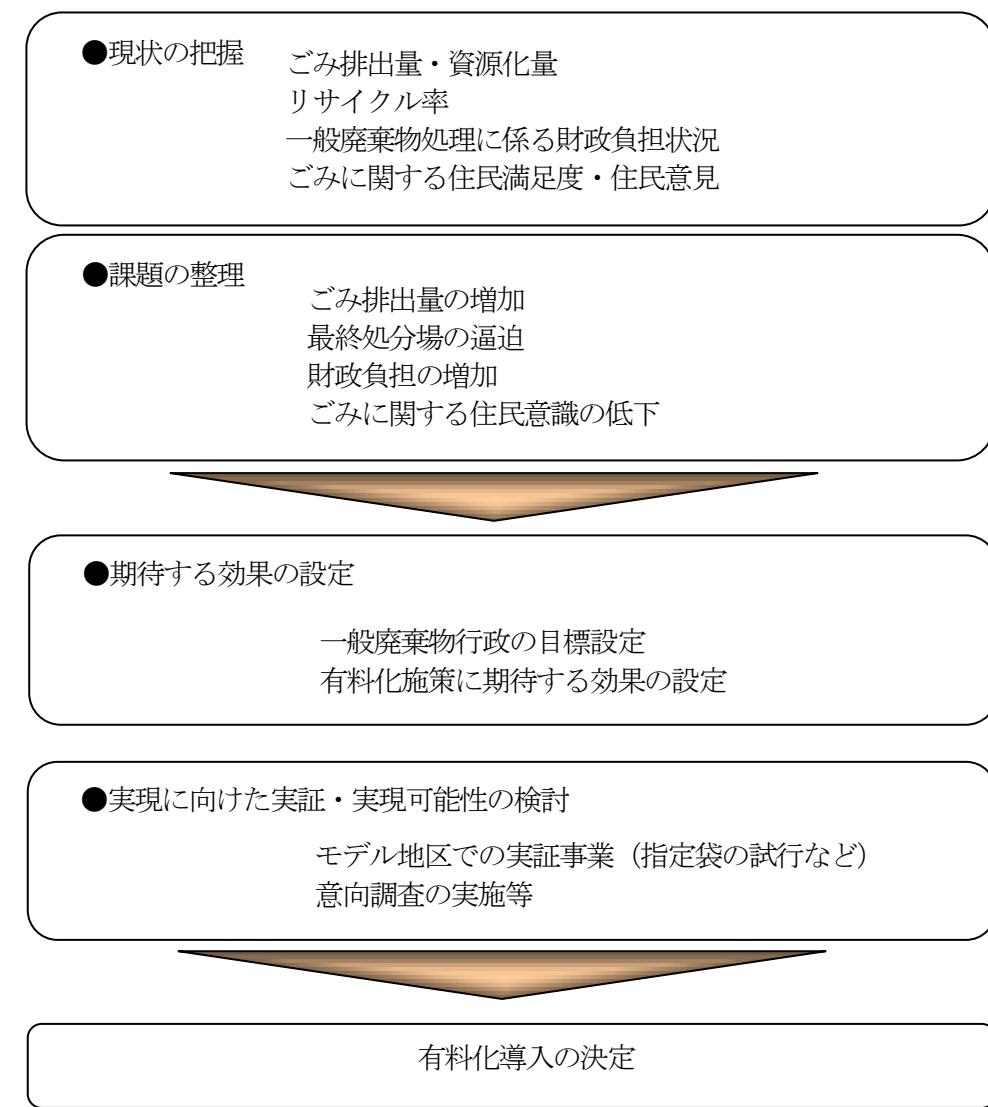


図 検討工程の例

【参考3】現状把握及び課題の抽出

一般廃棄物処理サービスの現状を把握し、課題を整理した上で有料化導入の検討を行う必要がある。

平成25年4月に環境省により作成された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(以下、システム指針)では、現状把握を行うべき標準的な評価項目として、以下を挙げている。また、システム指針では、「標準的な評価項目に加えて、地域経済への貢献、災害廃棄物等危機管理への備え等独自の評価項目を設定することが望ましい。」としている。これらの評価を基に、一般廃棄物処理に係る課題が明らかとなる。

表3－1－1 一般廃棄物処理サービスの標準的評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg／人・日	(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t／t	総資源化量÷(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量)
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ／t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量 エネルギー回収量は資料3に示す算定方法により算出
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t／t	最終処分量÷(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	kg／人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日 温室効果ガス排出量は資料4に示す算定方法により算出
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	—	資料5に示す算定方法により算出
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円／人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		資源回収に要する費用	円／t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量
		エネルギー回収に要する費用	円／MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)
		最終処分減量に要する費用	円／t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量－最終処分量)

(出所) 環境省『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』
平成25年4月

2－2. 有料化施策の位置づけ

一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物処理法に基づき各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に位置づけて行うことが適切である。

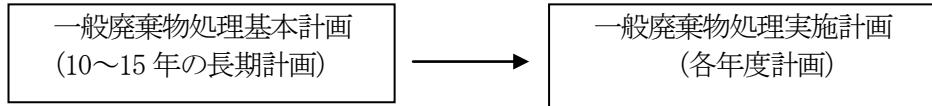
【解説】

一般廃棄物処理の有料化は、市町村の一般廃棄物行政の目的を実現するための一手段であり、廃棄物処理法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけて行うことが適切である。有料化の導入が先行している場合には、一般廃棄物処理計画の見直し時に、有料化を位置づけるということも可能である。

また、有料化の推進及び円滑な実施をすすめる上では、都道府県において、市町村の取組を支援するための情報提供等の支援をすることも期待される。都道府県が策定する都道府県廃棄物処理計画において、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項として、市町村における一般廃棄物処理の有料化に関する事項を定めることも考えられる。

【参考4】一般廃棄物処理計画について

- 一般廃棄物処理計画の示す内容は、以下の通りである。
 - 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み
 - 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
 - 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - その他、一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- また、上記の内容は、廃棄物処理法施行規則第1条の3の規定により、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に定めることとなっている。



- 「法第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(環発第080619001号 平成20年6月19日)では、処理計画で定める事項の(1)一般廃棄物発生量および処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理等の見込み、他の市町村からの搬入等を勘案して、ごみ種類別に定めるものとされている。

【参考5】都道府県の取組

- 岩手県、栃木県、兵庫県、香川県等では、廃棄物処理法に基づき策定している都道府県廃棄物処理計画に、県の役割として、市町村が有料化を検討する際に有用な情報の収集・提供を挙げている。例えば兵庫県では、県内の全市町村を対象とした有料化に関する検討会を年1回開催しており、先進事例の紹介等を行っている。
- 三重県では、県として一般廃棄物の減量を目的としたごみゼロ社会実現プランを策定し、一般廃棄物処理の有料化などごみの減量に効果のある取組についてモデル事業として財政支援(県が事業費の1/2を補助)を行うとともに、先進事例の紹介や有料化に伴うごみ減量効果などについての情報提供を実施している。

3. 有料化の仕組みづくり

3－1. 手数料の料金体系

手数料の料金体系の設定は、「排出量単純比例型（一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式）」が最も簡便で住民に分かりやすい方式であり、この方式を中心に、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は排出量が多量である者に対する負担増等の工夫をすることが考えられる。

【解説】

＜家庭系一般廃棄物の場合＞

手数料の料金体系にはいくつかの方法が考えられ、表3－1－1に示すように分類される。各々の手数料の料金体系の特徴や各市町村における普及動向を踏まえると、手数料の料金体系の設定は、最も単純で分かりやすい「排出量単純比例型」を中心として検討することが考えられる。「排出量単純比例型」は、廃棄物の排出量に応じて手数料を支払う方式（均一従量制）であり、例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積（＝手数料単価×袋枚数）で計算される。手数料の料金水準が低い場合には排出抑制につながりにくい可能性が懸念されるものの、制度がわかりやすいとともに、制度の運用に要する費用が比較的低い、という利点を有する。

この他、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は多量に排出する者に対する負担の重課化等の工夫をすることが可能である。

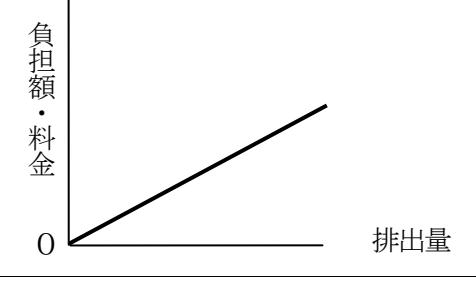
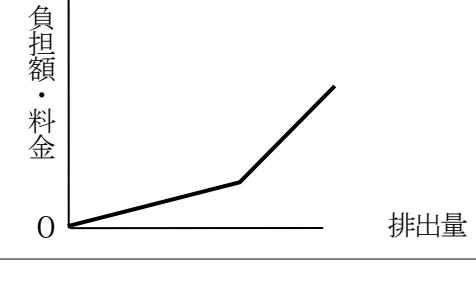
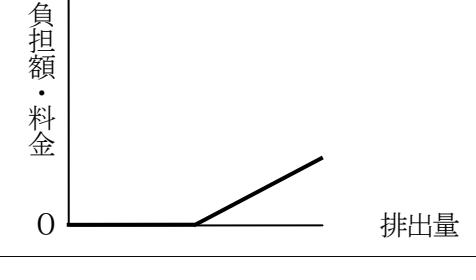
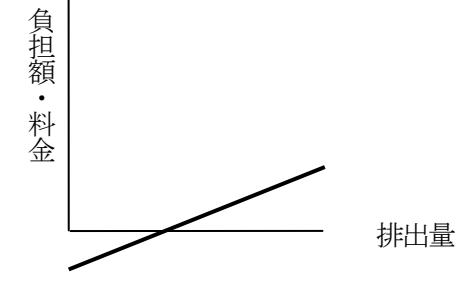
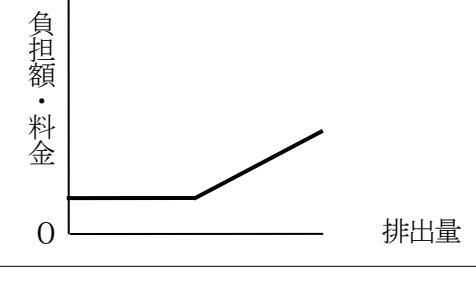
＜事業系一般廃棄物の場合＞

事業系一般廃棄物の場合、自治体では回収をしておらず、持ち込みごみに対して持ち込み手数料を決めている場合が最も多い。その場合、基本的に持ち込み手数料は排出量単純比例型で、重量に応じて課金されることになる。

事業系一般廃棄物も自治体で回収している場合には、家庭系一般廃棄物の場合と同様に、料金体系を工夫することも可能である。

【参考1】

表 3-1-1 手数料の料金体系

	料金体系図 ^{※1}	料金体系の仕組み	利点	欠点
①排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)	<ul style="list-style-type: none"> 制度が単純でわかりやすい 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安い。 	料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
②排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	<ul style="list-style-type: none"> 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる 	排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上ののみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。 排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
④負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式(例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式)。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上ののみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
⑤定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上ののみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。 排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用)や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

※1 : (出所) 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株) ライフデザイン研究所、pp.13-15

【参考2】有料化を実施している市の数

環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」によると、平成23年3月現在で、家庭系の可燃ごみの有料化を実施している市町村は、全市町村の約61%を占めている。また、有料化を実施している市町村のうち排出量単純比例型を採用している市町村は、約90%を占めている（表3-1-2）。

表 3-1-2 一般家庭から排出される可燃ごみの有料化を導入している市町村の数

都道府県名	全市町村数(A) 収集無しを除く	有料化市数(B)			有料化率 (B/A) (%)
		排出量単純従量型	その他	計	
北海道	148	116	16	132	89.2
青森県	40	20	0	20	50.0
岩手県	33	1	0	1	3.0
宮城県	35	2	0	2	5.7
秋田県	25	13	1	14	56.0
山形県	35	28	2	30	85.7
福島県	59	26	1	27	45.8
茨城県	44	16	1	17	38.6
栃木県	27	11	0	11	40.7
群馬県	34	12	4	16	47.1
埼玉県	62	10	0	10	16.1
千葉県	54	32	3	35	64.8
東京都	62	21	12	33	53.2
神奈川県	31	3	1	4	12.9
新潟県	30	20	3	23	76.7
富山県	15	9	1	10	66.7
石川県	19	12	3	15	78.9
福井県	17	7	0	7	41.2
山梨県	27	8	0	8	29.6
長野県	77	41	17	58	75.3
岐阜県	42	27	7	34	81.0
静岡県	35	14	2	16	45.7
愛知県	57	18	2	20	35.1
三重県	29	6	0	6	20.7
滋賀県	19	11	1	12	63.2
京都府	25	11	1	12	48.0
大阪府	38	10	11	21	55.3
兵庫県	39	16	1	17	43.6
奈良県	38	23	3	26	68.4
和歌山県	29	24	1	25	86.2
鳥取県	19	19	0	19	100.0
島根県	21	18	3	21	100.0
岡山県	27	18	1	19	70.4
広島県	23	10	1	11	47.8
山口県	19	12	1	13	68.4
徳島県	23	15	1	16	69.6
香川県	17	16	0	16	94.1
愛媛県	20	13	3	16	80.0
高知県	28	25	2	27	96.4
福岡県	57	52	1	53	93.0
佐賀県	20	18	1	19	95.0
長崎県	21	16	4	20	95.2
熊本県	45	31	2	33	73.3
大分県	18	12	4	16	88.9
宮崎県	26	15	0	15	57.7
鹿児島県	41	17	0	17	41.5
沖縄県	39	27	3	30	76.9
全国	1689	902	121	1023	60.6

（出所）環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」

平成24年3月現在で事業系の可燃ごみの有料化を実施している市町村は、全市町村の約97%を占めている。また、有料化を実施している市町村のうち排出量単純比例型を採用している市町村は、約90%を占めている（表3-1-3）。

表 3-1-3 事業所から排出される可燃ごみの有料化を導入している市町村の数

都道府県名	全市町村数(A) 収集無しを除く	有料化市数(B)			有料化率 (B/A) (%)
		排出量単純従量型	その他	計	
北海道	118	98	12	110	93.2
青森県	39	31	8	39	100.0
岩手県	33	31	1	32	97.0
宮城県	33	28	4	32	97.0
秋田県	24	23	1	24	100.0
山形県	29	27	2	29	100.0
福島県	53	42	10	52	98.1
茨城県	43	38	5	43	100.0
栃木県	25	24	1	25	100.0
群馬県	27	23	4	27	100.0
埼玉県	59	49	10	59	100.0
千葉県	52	47	5	52	100.0
東京都	60	50	6	56	93.3
神奈川県	30	21	5	26	86.7
新潟県	27	21	6	27	100.0
富山県	14	12	1	13	92.9
石川県	18	13	5	18	100.0
福井県	16	12	3	15	93.8
山梨県	23	17	2	19	82.6
長野県	56	51	5	56	100.0
岐阜県	41	37	2	39	95.1
静岡県	30	23	6	29	96.7
愛知県	50	43	5	48	96.0
三重県	24	16	8	24	100.0
滋賀県	18	16	2	18	100.0
京都府	18	15	1	16	88.9
大阪府	38	35	2	37	97.4
兵庫県	37	32	5	37	100.0
奈良県	24	19	4	23	95.8
和歌山県	22	21	1	22	100.0
鳥取県	16	13	3	16	100.0
島根県	16	16	0	16	100.0
岡山県	24	20	4	24	100.0
広島県	20	20	0	20	100.0
山口県	16	11	5	16	100.0
徳島県	21	18	2	20	95.2
香川県	15	12	3	15	100.0
愛媛県	13	9	4	13	100.0
高知県	20	17	3	20	100.0
福岡県	50	47	3	50	100.0
佐賀県	17	12	5	17	100.0
長崎県	15	7	8	15	100.0
熊本県	40	35	5	40	100.0
大分県	17	8	9	17	100.0
宮崎県	20	18	0	18	90.0
鹿児島県	28	14	13	27	96.4
沖縄県	33	20	7	27	81.8
全国	1462	1212	206	1418	97.0

(出所) 環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」

【参考3】事例：料金体系

各々の料金体系を導入している市町村において定めている料金体系の具体的な事例を、以下に示す。

【排出量単純比例型】

- ・1L当たり1.2円として、10L、20L、30L、45L、70L、90Lの6種類の袋を作成している（沖縄県名護市）

【排出量多段階比例型】

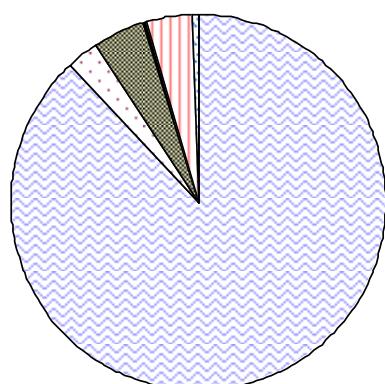
- ・ごみの排出には市の指定ごみ袋が必要で、指定ごみ袋の購入には専用のチケットが必要とする制度とした。チケットは、世帯人員に応じて無料配布（例えば、4人世帯の場合には年間で10枚）する「指定ごみ袋購入チケット（第1段階チケット）」と、手数料を上乗せして販売する「指定ごみ袋購入有料チケット（第2段階チケット）」（1枚1500円）の2種類を設定した。指定ごみ袋の購入の際に第1段階又は第2段階チケットを必要とすることで、排出抑制を継続的に意識させることを狙いとしている。（長野県伊那市）

【負担補助組合せ型】

- ・各世帯に対し一定量の無料シール（平成18年度時点では、可燃ごみで、1人世帯：1～54枚、2・3人世帯：1～90枚、4人世帯：1～100枚、5人以上世帯：1～118枚）を配布しているが、シールの余部を老人会等で集約して返却した場合には、1枚7円の報奨金を出している。また、毎年返却されたシールの枚数からシールの平均使用枚数を算出し、無料配布枚数の設定の見直しを行っている。結果的に、無料配布枚数を毎年少しずつ減らすことができている。（長野県須坂市）
- ・家庭に配布している無料シールのうち余ったものについて、自治会単位で集約して返却した場合には、報奨金として1枚につき10円を自治会へ交付している。（岐阜県大垣市）

（出所）環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」（平成18年10月実施）および、環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」（平成23年度実施）

家庭系ごみの徴収方法



事業系ごみの徴収方法

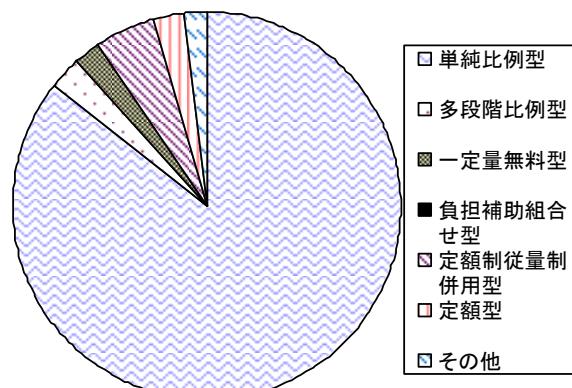


図3-1-1 家庭系・事業系の可燃ごみ有料化における料金徴収方法別の内訳

（出所）環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」

3－2. 手数料の料金水準

手数料の料金水準を設定する際は、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮する。

【解説】

＜家庭系一般廃棄物の場合＞

(1) 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

一般廃棄物の有料化によって排出抑制への効果を得るためにには、排出者に対して排出抑制を促す程度の料金水準とする必要がある。排出抑制への効果は、手数料の料金水準だけでなく、排出量の現状や廃棄物の種類、排出抑制に対する排出者の意識、有料化と併せて行う施策や料金体系の種類などによって異なると考えられるため、排出抑制効果と料金水準の相関を明示することは困難であるが、これまで有料化を導入している市町村の事例を参考とすることが考えられる。

また、一般廃棄物の再生利用を推進するためには、排出者による資源ごみの分別を促すことが求められる。そのためには、資源ごみを排出する際に要する手数料を無料若しくは安くする一方、可燃ごみや不燃ごみを排出する際に要する手数料を資源ごみの場合と比較して高くすることで、各々に要する手数料の料金水準に差を設けることが適当である。

(2) 住民の受容性の考慮

住民の受容性を無視した手数料の料金水準では、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もある。そのような観点から有料化の制度を円滑かつ効果的に運営するため、住民の受容性に配慮することが適切である。

住民の受容性を考慮した手数料の料金水準となる具体的な金額は、地域差があると考えられるため一概に言えないが、住民を対象に負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考にして定めること等が考えられる。

(3) 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

周辺の市町村の手数料の料金水準を把握し、料金水準に差をつける場合には、その理由や考え方を整理し、また、均衡を図る場合には、有料化によって期待する効果が損なわれないか検討することが適切である。こうした検討は、住民に料金水準を説明する観点からも重要である。

＜事業系一般廃棄物の場合＞

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収する

ことが望ましい。

しかし、中小企業対策や地域産業支援などの観点から無料または低額の料金水準に設定されている場合もある。そのような場合には、例えば、排出事業者に排出量削減計画を提出させるなど、できるだけ市町村の財政的負担を軽減させる取組みを求めることが考えられる。

また、近隣市町村の料金水準と大きな差がある場合には、自治体間の廃棄物の流入・流出が懸念されるため、差をつける場合には、それらの対策について検討しておく必要があると考えられる。

【参考4】手数料の料金水準の分布

家庭系一般廃棄物の排出量単純比例型における手数料の料金水準に関する分布の調査結果を図3-2-1に示す。

大袋1枚20円台、30円台、40円台、50円台の自治体が40件以上と多い。また、30円台をピークに、手数料が高くなるほど件数は減少する傾向となっている。

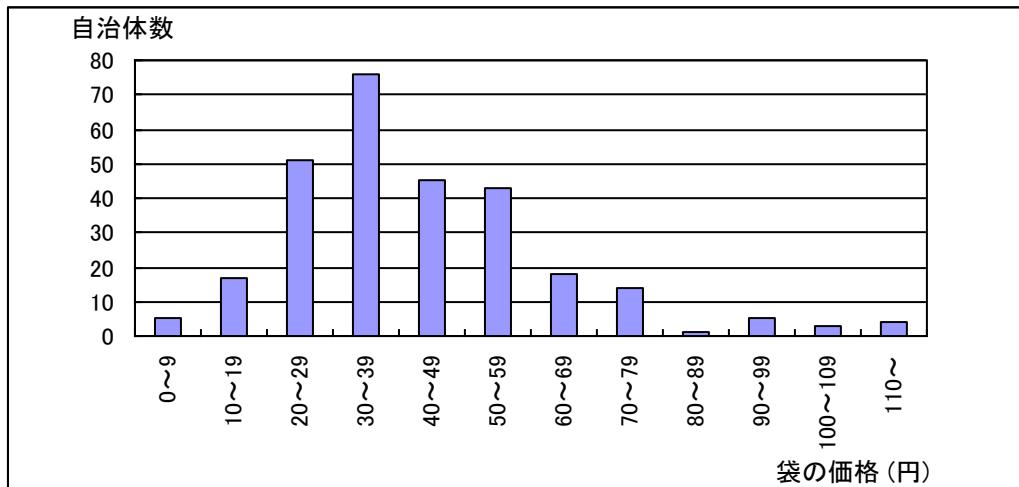


図3-2-1 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における料金水準分布（大袋（40～45L）1枚あたりの価格）

次に、事業系一般廃棄物の排出量単純比例型における手数料の料金水準に関する分布の調査結

果を図3-2-2、3-2-3に示す。

大袋1枚あたりの価格を見ると、60～79円をピークとなっており、家庭系一般廃棄物よりも全体的に料金設定が高くなっている。一方、直接持込による徴収の場合は、1kgあたり10円台がピークで、全体の半数を占めている。

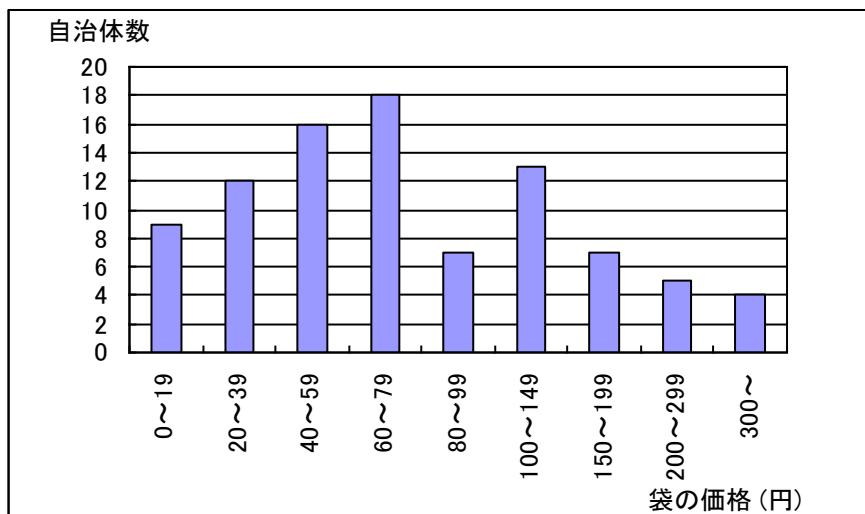


図3-2-2 事業系一般廃棄物排出量単純比例型における料金水準分布（大袋（40～45L）1枚あたりの価格）

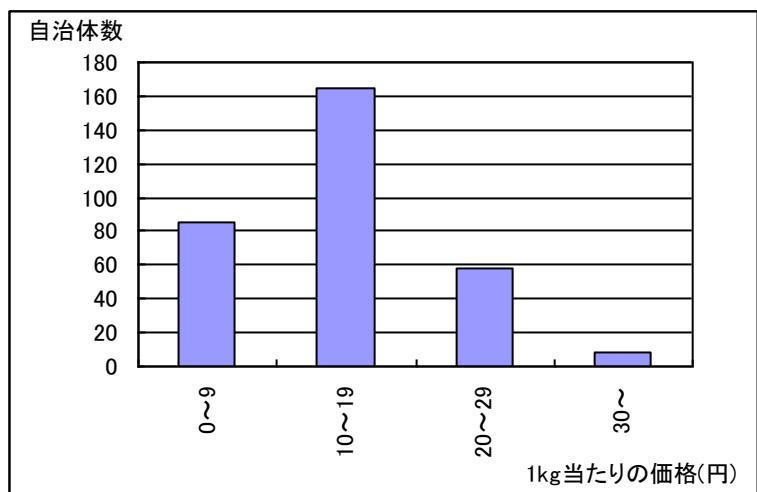


図3－2－3 事業系一般廃棄物排出量単純比例型における料金水準分布（1kgあたりの価格）

(出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(平成23年度実施)

【参考5】有料化の対象品目

有料化の導入にあたっては、どの分別区分を有料化の対象とするかを検討する必要がある。家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物区分毎の有料化導入状況を、表3-2-1、3-2-2に示す。

表 3-2-1 家庭系一般廃棄物区分毎の有料化導入の有無と該当自治体数

有料化の対象となる一般廃棄物の区分				該当市町村数
可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	
○				52
○	○			37
○	○	○		34
○	○		○	253
○			○	63
○	○	○	○	256
○		○	○	22
		○	○	16
		○	○	24
	○	○	○	4
	○			2
	○		○	10
		○		2
			○	139

表 3-2-2 事業系一般廃棄物区分毎の有料化導入の有無と該当自治体数

有料化の対象となる一般廃棄物の区分				該当市町村数
可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	
○				124
○	○			76
○		○		22
○	○		○	163
○	○	○		70
○			○	33
○	○	○	○	270
○		○	○	33
		○	○	16
		○	○	7
○	○	○		9
	○			1
○			○	7
		○		4
	○	○		2
			○	12

(出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(平成23年度実施)

【参考6】手数料の料金水準と排出抑制効果

平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体54件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施2年後（有料化3年目）の、年間の一人当たり可燃ごみ収集量を示した結果を図3-2-4に示す。54件中47件で一人当たりの収集量が減少しており、54件の平均値は、有料化実施前が0.20t/人であるのに対して、有料化3年目は0.16t/人であった。

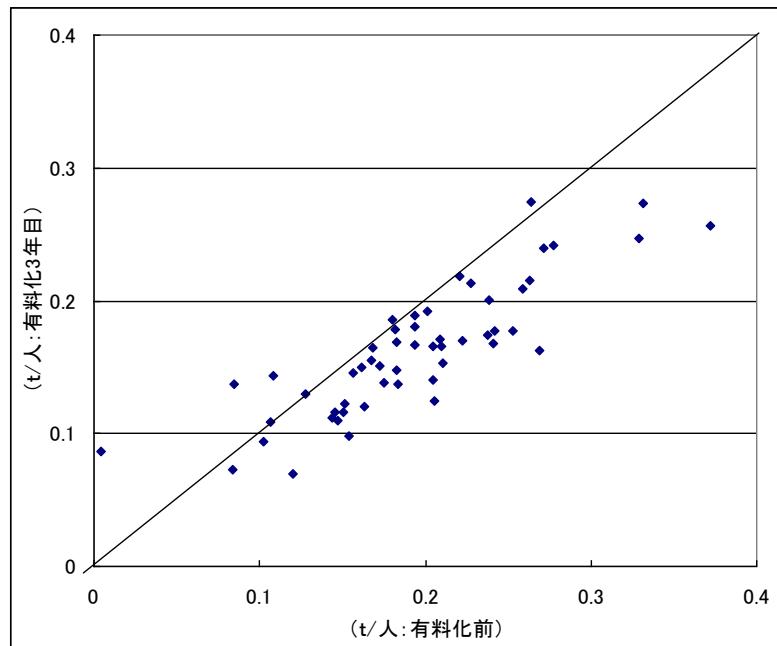


図3-2-4 家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量変化（n=54）

家庭系一般廃棄物の有料化を導入している市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率（各手数料水準区分に該当する市町村の排出抑制率の平均）との関係を図3-2-5に示す。平均排出抑制率から考察すると、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。

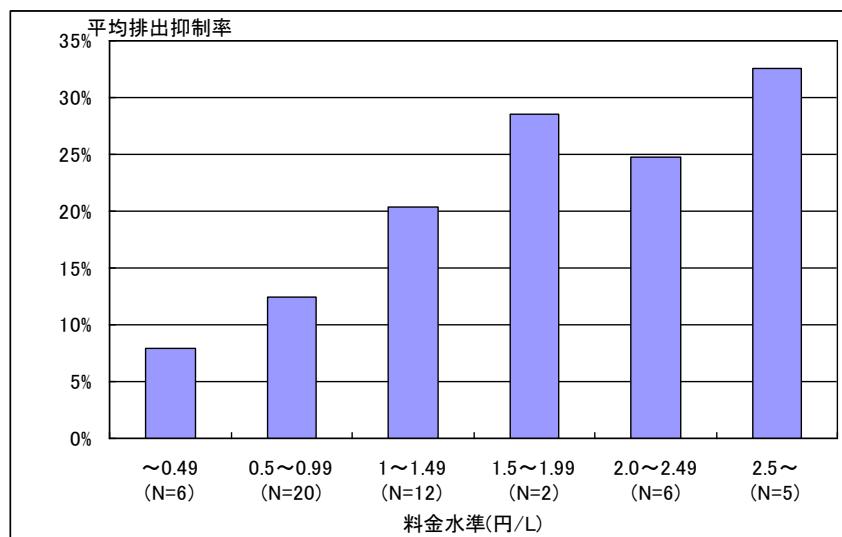


図3-2-5 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率

- (注1) 廃棄物排出抑制率＝
 　(導入前年 (g/人・日) - 導入3年目 (g/人・日)) /導入前年 (g/人・日)
- (注2) 平均排出抑制率：各手数料の料金水準区分 (~0.49円、0.5~0.99円、1.0~1.49円、1.5~1.99円、2.0~2.49円、2.5円~) に該当する排出抑制率の平均
- (注3) 容積当たりの料金単価がごみ袋の大きさによって異なる場合には、一番大きいごみ袋の容積当たりの料金単価を採用
- (注4) アンケート調査（有料化実施市町村等54市町村を対象に実施）によって排出量データ (g/人・日) を得られた51市町村が集計対象
- (出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(平成23年度実施)

図3-2-6は、平成15年度～20年度に事業系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、直接持ち込みによる単純比例制を導入している自治体36件を対象に、有料化前年と有料化実施2年後（有料化3年目）の年間の一人当たり事業系一般廃棄物処理量（収集量+直接搬入量）を示した結果である。36件中25件で一人当たりの事業系一般廃棄物処理量が減少していた。なお、事業系一般廃棄物処理量が有料化導入前より増加した自治体を対象に、原因を確認したところ、導入前は家庭系一般廃棄物とみなされて排出されていたものが、導入後、事業系一般廃棄物として排出されたためという回答が多く見られた。

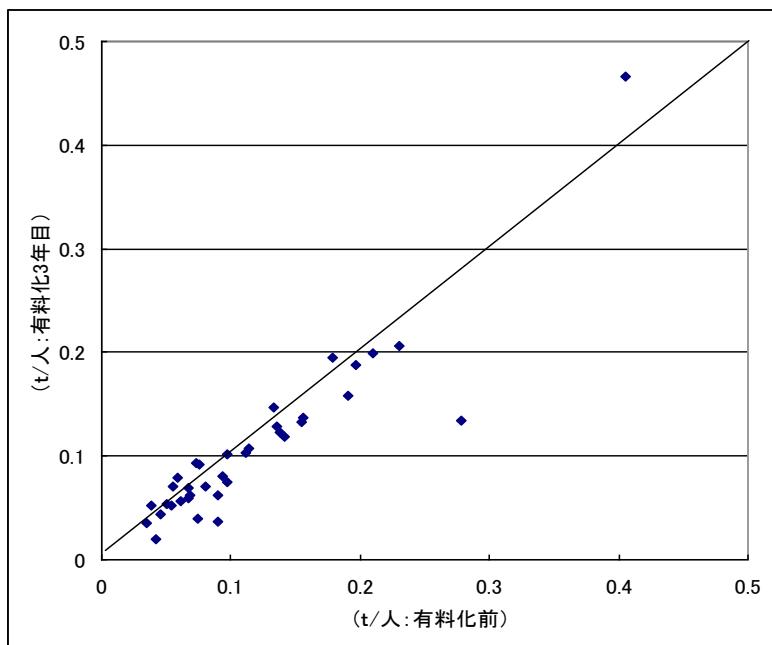
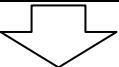


図3-2-6 事業系一般廃棄物の有料化前後の一人当たり事業系一般廃棄物処理量変化
 　(n=36)

【参考7】手数料の料金水準の設定の事例

手数料の料金水準を設定するにあたっては、排出者の理解を得るために、一般廃棄物の処理に要する費用を算定し、徴収する手数料が廃棄物の処理費用のうちどの程度の割合となるか把握することが推奨される。この際、環境省が策定する一般廃棄物会計基準に基づいて算定することで、客観的に費用を把握することができる。

表 3-2-2 廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位ごみ量当たりの費用

費用種別	部門	費目(大項目)	費用								
経常費用	収集運搬部門	人件費/物件費/経費	A 円								
	中間処理部門	人件費/物件費/経費	B 円								
	最終処分部門	人件費/物件費/経費	C 円								
	資源化部門	人件費/物件費/経費	D 円								
	管理部門	人件費/物件費/経費/ 一般廃棄物処理に関する施策 に係る費用	E 円								
	その他	その他費用	F 円								
	経常移転支出	扶助費等支出/補助金等支出/ その他経常移転支出	H 円								
											
<table border="1"> <tr> <td>① 一般廃棄物処理費用の合計金額</td> <td>(A+B+C+D+E) 円=I 円</td> </tr> <tr> <td>② ごみ処理量</td> <td>J kg</td> </tr> <tr> <td>③ ごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②</td> <td>(I/J) 円/kg</td> </tr> <tr> <td>④ ごみ袋 1 袋当たり費用 (円/袋)</td> <td>5 × (I/J) 円/袋</td> </tr> </table>				① 一般廃棄物処理費用の合計金額	(A+B+C+D+E) 円=I 円	② ごみ処理量	J kg	③ ごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②	(I/J) 円/kg	④ ごみ袋 1 袋当たり費用 (円/袋)	5 × (I/J) 円/袋
① 一般廃棄物処理費用の合計金額	(A+B+C+D+E) 円=I 円										
② ごみ処理量	J kg										
③ ごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②	(I/J) 円/kg										
④ ごみ袋 1 袋当たり費用 (円/袋)	5 × (I/J) 円/袋										
<p>(注) ④は、ごみ袋 1 袋の容積を 40L、1 袋当たりのごみ量 5kg と想定して算出。</p>											

【一般廃棄物会計基準の原価に基づいた料金水準設定】

長野市では、可燃ごみ、不燃ごみの有料化導入に際して、その手数料料金水準を、一般廃棄物会計基準に基づいて算出した処理費用に基づいて設定している。

【住民の受容性を考慮】

- 一般廃棄物の排出抑制や資源ごみの分別の動機付けになるよう、住民アンケート調査等を行い1世帯あたり（3～4人世帯）の負担金額を想定して料金設定を行った。可燃及び不燃ごみの料金水準は、リットル当たり2円である。（東京都日野市）
- 市民の手数料の負担は、経済的なインセンティブにより一般廃棄物の排出抑制に導く一方で、市民の理解が得られるように過大な負担とならないような料金が望ましいとの調布市家庭ごみ有料化検討委員会の答申を踏まえ、可燃及び不燃の料金水準は、リットル当たり1.7円であり、最も小さいS袋（5L）はリットル当たり1.6円である。（東京都調布市）

3－3. 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法には、家庭系一般廃棄物の場合、手数料を上乗せした市町村の指定ごみ袋、ごみ袋に添付するシールの販売などが標準的である。一方、事業系一般廃棄物の場合は、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が標準的である。

徴収方法は手数料の料金体系及び利点などを考慮して定めることが考えられる。

【解説】

＜家庭系一般廃棄物の場合＞

これまでの事例をみると、料金体系を排出量単純比例型や排出量多段階比例型とする場合には、市町村の指定ごみ袋を用いる方法が多く、また、指定ごみ袋とシールを併用する場合には、粗大ごみ等の指定ごみ袋に入らないものに対してシールを用いる場合が多い。

市町村の指定ごみ袋を用いる場合及びシールを用いる場合の特徴を参考8に示す。

＜事業系一般廃棄物の場合＞

事業系一般廃棄物の場合、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が最も採用されている。

【参考8】

表 3-3-1 手数料の媒体の特徴比較

	指定ごみ袋	シール
取扱いや すさ	<p>収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが容易である。</p> <p>まとまると重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。</p>	<p>ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができます。</p> <p>収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが比較的困難である。</p> <p>小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。</p>
必要な対応	<p>ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。</p> <p>なお、排出抑制効果を得るために複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。</p>	<p>ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。</p> <p>なお、排出抑制効果を得るために複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。</p>
市場への影響	既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある。	既存の市場への影響は少ないと考えられる。
レジ袋の扱い	レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある。	レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある。
主な採用実績 参考9参照	排出量単純比例型 排出量多段階比例型 一定量無料型 負担補助組合せ型	一定量無料型 負担補助組合せ型

(出所) 財団法人東京市町村自治会編 (2002) 『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版を基に作成

【参考9】徴収方法の採用実績

全国で家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ処理の有料化を導入している自治体のうち、531の自治体が手数料を上乗せして自治体指定ごみ袋を販売する方式を採用している。

なお、指定ごみ袋とシールの併用は、通常は指定ごみ袋を利用し、指定ごみ袋に入らない大きさや形を有するごみの排出の場合にはシール利用としている場合である。

この他に、シール、直接持ち込み、その他の徴収方法があり、複数組み合わせて採用されている場合もある。

また、全国で事業系一般廃棄物のうち可燃ごみ処理の有料化を導入している自治体のうち、628の自治体が直接持ち込み時に料金徴収する方法を採用しており、その約半数が「排出量単純比例型」である。

表 3-3-2 家庭系可燃ごみ徴収手数料の料金体系及び徴収方法毎の採用自治体数
(単位:自治体数)

徴収方法 手数料体系	指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋と シールの併用)	シール	直接持ち 込み	その 他
排出量単純比例型	474 (31)	11	210	22
定額型	14	2	4	7
多段階比例型	7(2)	0	11	1
一定量無料型	8(1)	5	41	2
負担補助組合せ型	0	0	1	0
定額制従量制併用型	6(1)	2	20	4
その他	22	2	37	11
総計	531 (35)	22	324	47

表 3-3-3 事業系可燃ごみ徴収手数料の料金体系及び徴収方法毎の採用自治体数
(単位:自治体数)

徴収方法 手数料体系	指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋と シールの併用)	シール	直接持ち 込み	その 他
排出量単純比例型	162 (13)	6	347	2
定額型	3	0	21	1
多段階比例型	5	2	40	1
一定量無料型	1	0	19	0
負担補助組合せ型	0	0	0	0
定額制従量制併用型	1	2	72	1
その他	10	2	129	2
総計	182 (13)	12	628	7

(出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(平成23年度実施)

【参考10】指定ごみ袋又はシールの販売業者との契約方法

手数料の徴収方法として市町村の指定ごみ袋又はシールを手数料に上乗せして販売する方式を採用した場合、指定ごみ袋又はシールの販売業者との契約方法としては、以下のようなものが考えられる。

「①入札方式」、「②外郭団体入札方式」は、入札によって、袋の供給メーカーを特定し、市町村の指定ごみ袋に手数料を上乗せして、一律の売価で袋を販売する方式である。①は、市町村が直接、入札を実施する方式であり、②は市町村の委託した外郭団体が入札を実施する方式である。

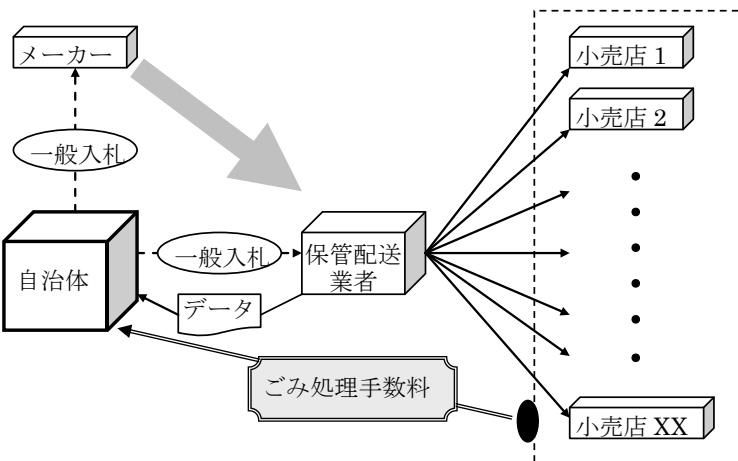
また、③～⑤は、複数のメーカー、問屋による指定ごみ袋の販売ルートを維持し、売価が小売店ごとに異なることを認める方式である。

「③シール方式」は、小売店がシールを売価に手数料を上乗せして販売し、上乗せされたごみ処理手数料分を、市町村が小売店から徴収する方法である。

「④販売店申込方式」は、市町村が小売店に対して、指定袋を販売する際には手数料を上乗せして販売することを指示しておき、小売店は、指定袋の販売実績とそれに応じて徴収した手数料を市町村に申告する方式である。

「⑤管理票貼付方式」は管理票を指定袋の外袋に小売店が貼り付けて販売し、管理票に応じてごみ処理手数料を徴収する方法である。管理票（証紙）を利用している事例としては、長野県塩尻市、北海道芽室町などがある。

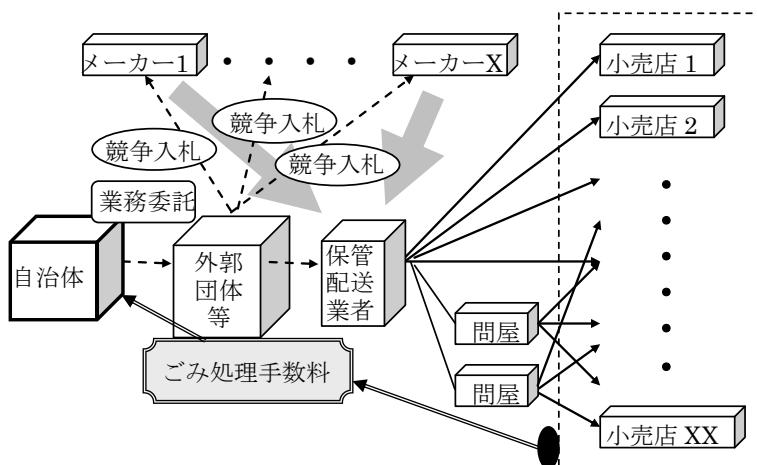
① <入札方式>



◎ メリット

- ・売価を統一することができる。
 - 留意事項
 - ・複数の入札機会を設けても大手商社 1 社が落札する可能性が高い。
 - ・問屋の指定袋に関する仕事がなくなる。

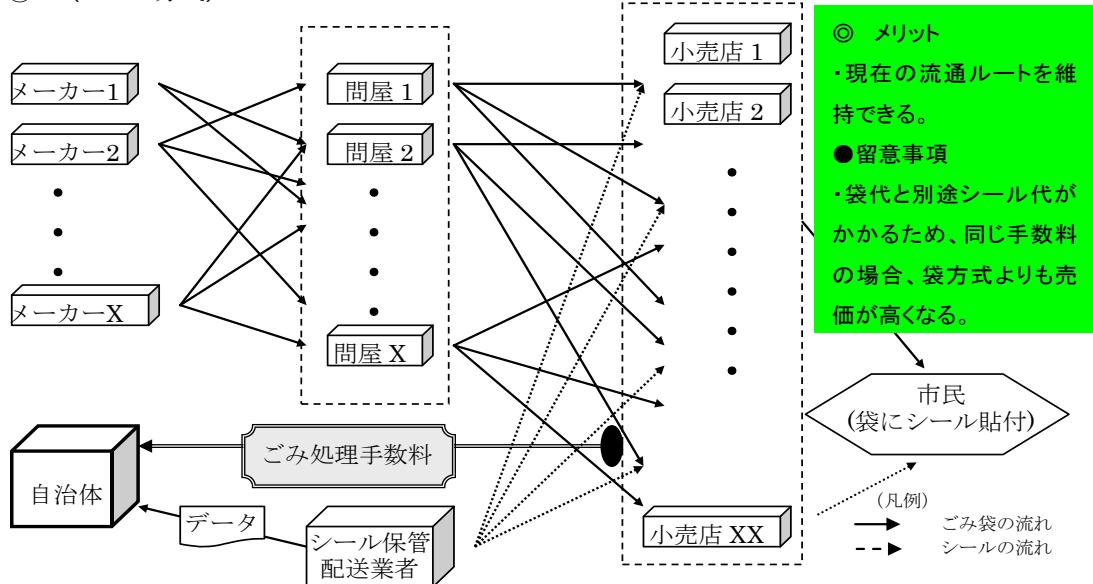
② <外郭団体入札方式>



◎ メリット

- ・売価を統一することができる。
 - 留意事項
 - ・問屋の指定袋に関する仕事がなくなる可能性がある。
 - ・住民が納得できる外郭団体を活用する理由が必要。

③ <シール方式>



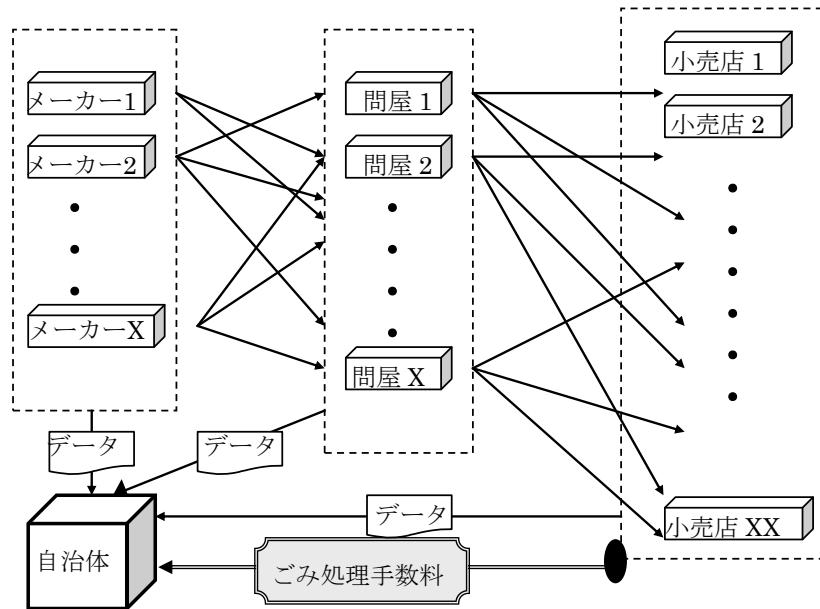
◎ メリット

- ・現在の流通ルートを維持できる。

●留意事項

 - ・袋代と別途シール代がかかるため、同じ手数料の場合、袋方式よりも売価が高くなる。

④ <販売店申告方式>



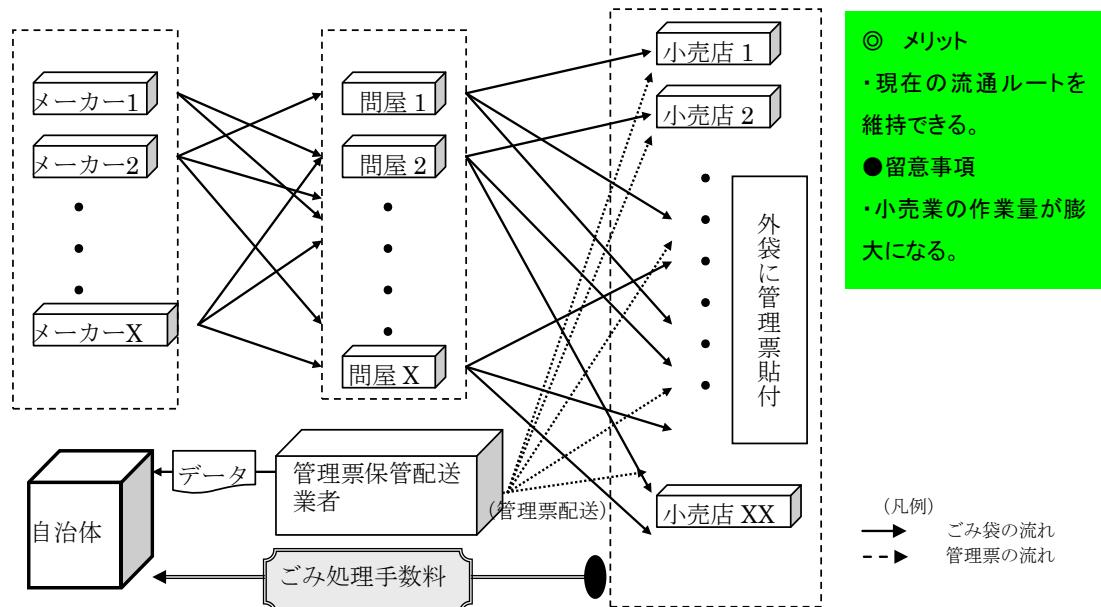
◎ メリット

- ・現在の流通ルートを維持できる。

●留意事項

- ・販売量の過少申告の危険性がある。

⑤ <管理表貼付方式>



◎ メリット

- ・現在の流通ルートを維持できる。

●留意事項

- ・小売業の作業量が膨大になる。

図 3-3-1 指定ごみ袋又はシールの販売業者との契約方法

(出所) 福岡県福岡市資料を基に作成

3－4. 手数料収入の使途

一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料について、有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め、透明化することが求められる。なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民や事業者の意識を高めることが期待できる。

【解説】

一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料の使途は次のようなものが考えられる。

- ① 市町村の指定ごみ袋の作製費など有料化の運用に必要な経費
- ② 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進のための助成や啓発活動
- ③ リサイクル推進施設の整備費

なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民の意識を高めることが期待できる。

また、手数料収入を特定財源として管理する、又は基金として積み立て、資源ごみの集団回収に対する助成やごみ収集ステーションの整備費用などに充当する例も見られる。

【参考11】手数料収入の使途の例

有料化を導入している市町村における手数料収入の使途の例を以下に示す。

表 3-4-1 手数料収入の使途の例

有料化の運用に必要な経費	戸別収集の導入費 指定ごみ袋やシールの作製費
排出抑制の推進に資するもの	排出抑制の推進の助成・啓発事業費
再生利用の推進に資するもの	資源ごみの回収及び選別に要する費用 リサイクル施設の施設整備に要する費用 資源ごみの集団回収への助成
住民意識の改革に資するもの	エコショップ認定制度に資する事業費 発生抑制及び再使用の推進のための助成や啓発のための事業費
その他	ごみ処理施設の整備費の他、一般廃棄物の処理に要する費用

【参考12】手数料収入の使途の実績

山谷（2005）による手数料収入の使途別の市数を以下に示す。

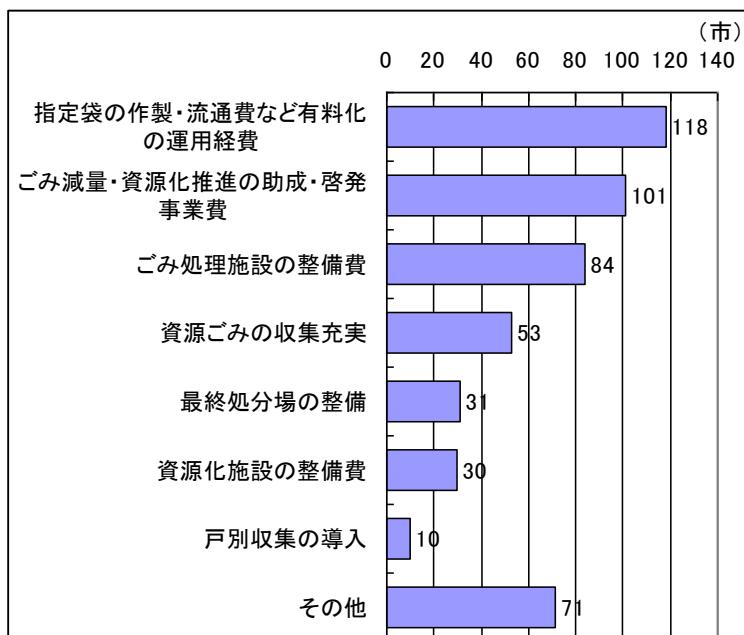


図 3-4-1 手数料の使途（複数回答）

(注) 全国 735 市区（全市及び東京 23 区）を対象に 2005 年 2 月に実施したアンケート、回収数は 607 件

(出所) 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005 年 9 月

3－5. 他施策との併用

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進を図るため、一般廃棄物処理の有料化と併せ、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、エコショップの認定、再使用の促進など、他施策の実施について検討を行う。

【解説】

(1) 分別収集区分の見直し

分別収集区分の見直しは主として適正な再生利用を促進するための施策であるが、一般廃棄物処理の有料化に伴って行うことで、循環型社会の形成に向けた取組に関する住民の意識改革を図り、分別精度を向上させることができると期待できる。その結果、分別収集による再生利用を促進するとともに、排出抑制への更なる効果を得ることが望まれる。また、資源ごみの料金水準を他のごみと比べて低く設定することで、住民の分別排出へのインセンティブ（動機付け）を高めることができる。

(2) 資源ごみの集団回収への助成

資源ごみの集団回収は、自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって、地域の家庭から排出される古紙などの資源ごみを集め、この再生利用を進めていく活動である。集団回収は、団体が資源ごみの管理を行うことで分別が徹底される他、地域の自主的な回収であるため、地域における再生利用に対する意識を高める効果が期待できる。また、有料化に併せて集団回収への助成を行うことで、集団回収の活性化を促すことができ、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の更なる推進が期待できる。

(3) 排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援

一般廃棄物の排出抑制や再生利用等に積極的に取り組む小売店等を支援することで、小売店等から排出される廃棄物の排出抑制や再生利用等の効果が期待できる。その他、小売店等の取組が自治体の広報誌や表彰等で消費者に明確に周知されることにより、小売店等を利用する消費者の排出抑制や再生利用の意識を高める効果も期待できる。

(4) 再使用の促進

再使用の促進を図るための施策としては、バザーやフリーマーケットの開催支援、広報誌や市の掲示板等を利用した中古品譲渡の斡旋、リサイクルショップの情報提供などがある。

有料化に併せて再使用の促進を図るための施策を導入することで、一般廃棄物の排出抑制の更なる推進が期待できる

(5) 減量化指導

事業系の一般廃棄物に有料化を導入する場合や、手数料水準を引き上げる場合には、多量に排出する事業者の排出実態の把握支援や、具体的な減量指導を行うことが考えられる。また、それら事業者に減量計画を提出させることも考えられる。これらの施策を導入することで、事業者の意識改革や経済的負担軽減が期待できる。

(6) その他

① 収集体制の変更

一般廃棄物処理の有料化により、違う分別区分の廃棄物が混入するなどの不適正排出の増加が懸念される。一般廃棄物の収集方法を戸別収集とすることで、ステーション収集の場合よりも排出者が明確になるために排出マナーが改善され、不適正排出の防止の他、排出抑制や再生利用に対する住民意識の向上が期待される。

戸別収集の利点としては、この他に、一般廃棄物の排出場所までの距離が短くなるために、一般廃棄物の排出場所までの運搬に要する排出者の負担が軽減されることなどがある。

また、分別収集区分の見直しや戸別収集の実施などに併せて、収集頻度の再検討も実務的に必要となる。資源ごみなど再生利用をするものの収集量を増やすために、収集頻度を増加させることも考えられる。一方、排出抑制を促進するため、可燃ごみや不燃ごみなどの収集頻度を減らすことも考えられる。

なお、戸別収集の実施により収集運搬に要する費用の増加が懸念されるが、収集の経路や頻度を再検討することにより、費用の増加を軽減させることも考えられる。

② マイバッグキャンペーンの実施

マイバッグキャンペーンは、買い物の持ち帰りに複数回使用できるバッグ（マイバッグ）やバスケット（マイバスケット）の使用をすすめ、使用後のレジ袋などの廃棄物としての発生抑制を促す施策である。マイバッグの利用をすすめる動きは、1970年代初め頃より、スーパー・マーケットなどの自主的取り組みとして広がってきており、例えば、マイバッグ持参者へのポイント還元など経済的インセンティブを付与している。また、マイバッグ等の使用を推進するため、マイバックやマイバスケットの販売又は貸し出しなども行われている。

③ 廃棄物減量等推進員の活用

一般廃棄物処理に伴い懸念される他の分別区分の廃棄物が混入するなどの不適正排出を防止するため、廃棄物減量等推進員として任命し、ステーション回収での分別区分や排出曜日などのごみ出しルールの周知徹底や指導を依頼する取組を行うことが考えられる。これにより、住民の適正排出を促進することが期待できる。

廃棄物減量等推進員のその他の活動として、住民からの意見や要望の収集、市や町内会などとの連携などが挙げられ、市と住民の協力体制の強化や一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資することが期待される。

④ 再資源化ルートの開拓

資源回収を促進するには、集団回収や資源ごみ分別回収などの資源回収のルートを構築し回収される資源の分別精度を高めるとともに、回収した資源の再資源化ル

ートを開拓する必要がある。また、再資源化ルートが確立し、住民が分別した資源が高い歩留まりで再資源化されているという情報を住民に公開することにより、分別への取組みが役立っていることが明確になるため、住民の分別意欲は維持、増進される。

⑤ 有料化の手数料減免の実施

一般廃棄物処理の有料化は、低所得者等に配慮すべきであるとの指摘がある。このような問題への対応施策として、指定ごみ袋の無料配布など有料化の手数料の減免を実施している市町村がある。

ただし、これらの政策については、福祉政策の方で配慮することも考えられ、また、大都市の場合、これらの世帯の転入・転出などによる変動も多く、個々の世帯への対応による手続き費用が多大になるため、他の施策との分担や発生する費用との比較が必要である。

⑥ 小規模事業者から排出される一般廃棄物の有料化

事業所から排出される一般廃棄物については、既に有料化を行っている市町村が多いが、小規模事業者のみ有料化の対象外とし一般家庭から排出される一般廃棄物とともに無料で収集している場合も見られる。この場合、家庭系一般廃棄物の有料化を行う際には、公平性の観点から小規模の事業者から排出される一般廃棄物の有料化も併せて実施することが望ましい。

【参考13】他施策との併用事例

【資源ごみの集団回収への助成】

- 千葉県野田市では、資源物を市の直営や委託では回収しておらず、野田市再資源化事業協同組合の加入業者が、集団回収の回収作業を担当している。対象資源物は、一升びん、ビールびん、無色びん、茶色びん、その他色びん、空き缶、ペットボトル、段ボール、新聞紙、雑紙、金属類、布・衣類の計12分類で、有料化後に資源物回収量が著増している。

【排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援】

- 東京都八王子市では、排出抑制や再生利用に取り組む小売店をエコショップ（平成18年3月時点で53件）として認定し、ホームページや広報誌での紹介などを行っている。また、エコショップ共通のエコポイントの導入により排出抑制や再生利用等の促進を進める計画がある。

【再使用の促進】

- 多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンターでは、多摩地域内の家庭から排出される不要家具や自転車の修理・販売のほか、不用食器の回収と、その再使用に取り組んでいる。

【減量化指導】

- 宇都宮市では、多量排出事業者に対して、減量化等の計画作成を義務付けるとともに、具体的な減量化指導を行っている。

【マイバッグキャンペーンの実施】

- 市町村によるマイバッグキャンペーンの取り組みとしては、ポスター・標語などの公募（東京都狛江市など）、マイバッグなどの景品抽選会（三重県桑名市など）、スタンプ・ラリー（高知県など）などが行われている。スタンプ・ラリーは、スーパー・マーケットなどの複数の協力店で共通のスタンプカードを利用し、協力店でレジ袋を断るごとにスタンプが押され、一定量スタンプが貯まれば、懸賞への応募や景品との交換ができるという仕組みであり、消費者のマイバッグ利用を評価することができる取組である。

【廃棄物減量等推進員の活用】

- 兵庫県洲本市では、各町内会で分別推進員と立ち番を設置している。分別推進員は、エコストーションの世話役代表として、地域と市の調整役を務め、立ち番は、不適切な排出などの見張りや回収容器の管理を行うなどしている。

【有料化の手数料減免の実施】

- 東京都日野市では、生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯・老齢福祉年金受給世帯・母子福祉年金受給世帯などに、対象者からの申請に基づき一定枚数の有料ごみ袋を配布している。また、東京都調布市では、乳幼児・高齢者・障害者又は病人のいる世帯に対し、紙おむつ用の指定ごみ袋を無料配布している。

【参考14】その他併用施策と減量効果との関係

一般廃棄物の排出抑制に有効な要因を把握するため、環境省が有料化実施市町村等127市町村を対象に平成18年10月に行った「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」結果を元に、データの得られた29市町村（不燃ごみは27市町村）を対象に、重

回帰分析を行った。その結果、最も統計的に有意な効果が現れたのは戸別収集の実施であった。ただし、今回の分析は、データ数が少なく、また、データの得られた市町村の手数料の料金水準はほぼ同程度に集中しており、手数料の料金水準自体の優位性が現れにくかった可能性がある点に留意する必要がある。

4. 有料化の円滑な導入及び実施

4-1. 円滑な導入に向けた関係者との連携

一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化の検討段階において住民との意見交換などを行い、その結果を有料化の仕組みに反映させることが必要である。

【解説】

(1) 住民や事業者との意見交換

有料化の実施及び仕組み等について検討する際には、住民や事業者の意見を反映させる機会を確保することで、有料化の導入及び制度に対する住民や事業者の理解や協力を得やすくなることが期待される。有料化の検討など、早い段階から住民や事業者への情報提供を行うことが重要である。

住民や事業者との意見交換や意見聴取を行う具体的な方法としては、検討会や意見交換会、公聴会の開催、審議会等への住民代表者の委嘱、パブリックコメントの実施等が想定される。

(2) 市町村内関係部局との調整

一般廃棄物の有料化を行う際は、得られる手数料収入の使途等について財務担当部局等との調整を行う他、一般廃棄物処理の有料化の仕組みが、分別区分等の変更、事業系一般廃棄物の有料化、低所得者層の優遇措置などに及ぶ場合、廃棄物担当以外の関係担当部局（商工部局、社会福祉部局など）との調整が必要となる。そのため、有料化の導入検討の早い段階から、庁内連絡会を随時開催するような体制を構築しておくことが望まれる。

(3) 周辺市町村との協議

有料化の実施に際しては、手数料水準の低い周辺市町村への不適正排出の発生や、周辺地域一帯における不法投棄の増加の可能性が懸念される。

有料化の検討段階において、周辺市町村において料金体系や手数料の料金水準の設定についての担当者間での打ち合わせなど、協議を行うことも望ましい。

また、問題が顕在化した場合の対応方針（例えば、可燃ごみなどの不法投棄ごみの回収については、有料化を実施している市町村の責任により収集するなど）について協議を行うことも推奨される。

4－2. 円滑な実施に向けた関係者との連携

一般廃棄物処理の有料化を円滑に実施するため、有料化に関する説明会の開催や、市の広報誌などを活用した情報提供など、住民や事業者への周知徹底を図ることで、住民や事業者の理解を深め、有料化及び廃棄物行政に対する協力を得ることが期待される。

【解説】

一般廃棄物処理の有料化を円滑に行うためには、有料化の目的や仕組みなどに対する住民や事業者の理解及び協力が不可欠である。

さらに、有料化による効果を維持させるためには、有料化の制度の内容や、廃棄物行政全般等について継続的に情報提供を行うことが必要である。

(1) 説明会の開催

有料化に対する住民や事業者の理解や協力を得るには、住民や事業者に対する説明会を開催し、有料化の目的や仕組みなどについて分かりやすく説明を行うことが考えられる。説明会では、有料化の目的や仕組みの説明とともに、住民に対しては、簡易包装商品やばら売り商品の購入、生ごみの水切りなどの発生抑制の具体的方策、事業者に対しては、実態把握の重要性、減量化方策、別途引渡しが可能な再資源化事業者などについて説明することが必要である。また、不法投棄対策など有料化の導入によって懸念される課題への対応方法などについても説明が必要である。住民や事業者に対する説明会の開催にあたっては、より多くの住民や事業者が参加できるよう、開催曜日や時間、開催規模に留意することが適当である。

(2) 広報媒体の活用

説明会の実施には開催回数や参加人数などの限界があり、また、参加を希望しない住民や事業者もいるため、説明会だけでは全ての住民や事業者に有料化を周知することは困難である。

そのため、テレビや新聞、雑誌などのマスメディアや、市の広報紙などを積極的に活用し、有料化の目的や意義、内容、手数料の使途などを多くの住民や事業者に周知することが必要である。お祭りやイベントなどにおいて広報を行う方法も考えられる。また、有料化に関する情報だけでなく、分別方法や排出方法・分別種類毎の収集カレンダーなど、住民や事業者がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが効果的である。

さらに、有料化による効果を維持させるためには、有料化の導入時だけでなく、有料化導入後も排出抑制や再生利用の状況など、有料化による効果等に関する情報を提供することで、継続的に意識啓発を促すことが必要である。

【参考1】住民との意見交換でよくある質問

住民に対する説明会では、住民から様々な質問や意見が出る。そうした質問のうち、よくある質問について考え方を整理しておくことで、情報提供をより効果的に行うことが期待できる。例えば福岡県福岡市では、有料化を行う際に、質問とそれに対する考え方をまとめ、住民を対象にした説明会での配布や市のホームページへの掲載を行っている。(事例集参照)

よくある質問（例）

【税金の二重取りに関する】

Q これまで、ごみ処理は税金で賄ってきたのだからその中でやるべきである。税金が下がらないのであれば、税金の二重取りではないか。

【有料化の法的根拠に関する】

Q 市町村がごみの収集・処理に手数料をとる法的根拠はあるのか。

【有料化の必要性に関する】

Q 有料化の目的は廃棄物の減量化であるが、既に廃棄物は減量傾向にあるのに、有料化を導入する必要があるのか。

【高齢者世帯等への対策に関する】

Q 高齢者世帯や、母子家庭などへの配慮が必要なのではないか。

【不適正排出に関する】

Q 有料化をしたら不適正排出が多くなり、ごみが街に散乱するのではないか。

【参考2】事例：説明会の開催

これまで有料化を行ったある市町村では、2～3ヶ月程度の集中した期間内の、平日の夕方や土日などに自治会単位等で説明会を実施し、人口比で10～20%、世帯比で40%程度の住民の参加があった。

また、説明会の開催方法とごみ減量率について分析した調査では、自治会単位で直接住民を対象に説明会を実施した場合、自治会長等の代表者に対してのみ説明会を実施した場合に比べて、高い発生抑制効果を得られたとの報告がある（大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議『ごみ有料制に関する調査・研究報告書』2000年3月）。

【参考3】事例：広報媒体の活用

住民への周知方法には様々な手段が想定され、テレビや新聞、雑誌などのマスメディアや、市の広報紙などの広報媒体のほか、市長や担当者の街頭での演説や収集所への掲示等がある。また、情報の内容として、有料化の制度の内容に加え、分別方法や排出方法・分別種類毎の収集カレンダーなど、住民がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが効果的である。併せて、一般廃棄物の排出量を定期的に示すことも望ましい。

表 4-2-1 広告媒体の活用例

<広報媒体・周知方法>

- ・ テレビ、新聞、ラジオ等での情報発信
- ・ 市の広報誌への定期的な掲載
- ・ 電車、バス等の車内広告の利用
- ・ 街頭での演説・説明
- ・ 収集所への掲示
- ・ 回覧板の利用
- ・ 冊子等の全戸配布
- ・ 祭りやイベントなどの実施

<情報の内容>

- ・ 有料化の制度の内容
- ・ 収集日
- ・ 分別区分
- ・ 一般廃棄物の排出量

(出所) 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」(平成18年10月実施) 及びヒアリング調査より作成

4－3. 懸念される課題への対応

一般廃棄物処理の有料化を円滑に実施するため、不適正排出や不法投棄、排出抑制効果の減少など有料化の導入に伴い懸念される課題について整理を行い、必要な事前対策を行うとともに、事後対策の検討もしておくことが求められる。

【解説】

(1) 不適正排出への対応

有料化の導入に伴い懸念される課題として、まず、指定袋以外での排出など手数料が払わずに一般廃棄物が排出されることが挙げられる。また、分別区分により手数料の料金水準が異なる場合は、料金水準の低い分別区分のごみに、他の区分のごみが混入して排出されることも考えられる。有料化の導入と同時に分別区分の見直しを行った場合には、情報不足などにより分別区分に従わない排出が増加することも想定される。

このような不適正排出を防止するためには、表4－3－1に示すような対策を行うことが考えられる。

表 4－3－1 不適正排出の発生防止に効果的と考えられる対策の例

対策		効果
ごみ袋やシールへの対策	分別区分別に色分けされたごみ袋やシールの使用	一目でどの区分のものか分かるよう、色分けした袋とする。
	半透明袋の使用	ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混入が確認できる。
	記名式ごみ袋やシールの導入	ごみ袋やシールを記名式にして、排出者を特定やすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。
収集方法に関する対策	指導員の設置	ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う。
	戸別収集の実施	各家庭の前にごみを排出することで、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。
広報	各家庭に配布する冊子や広報、マスメディア等を活用した制度の周知	各家庭へ配布する冊子や広報、マスメディア等を活用して、有料化やごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。なお、周知を継続的に行うことで、効果を高めることが期待できる。 ＜周知を行う内容の例＞ 有料化の意義や目的 ごみの排出方法 廃棄物の種類別の分別区分 ごみの収集を行う日を示したカレンダー

(出所) 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」(平成18年10月実施)

(2) 不法投棄への対応

ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、ごみが空き地や道端へ不法投棄されることも、一般廃棄物処理の有料化に伴う懸念事項の一つとして挙げられる。山谷(2005)のアンケート調査によると、有料化の導入により不法投棄されるごみの量が増加しなかった(「ほとんど増加しなかった」又は「減少した」と回答した市区の割合が47%であった一方、増加した(「多少増加した」又は「かなり増加した」と回答した市区の割合は36%となっており、一部の市区において不法投棄が増加する傾向が見られている。

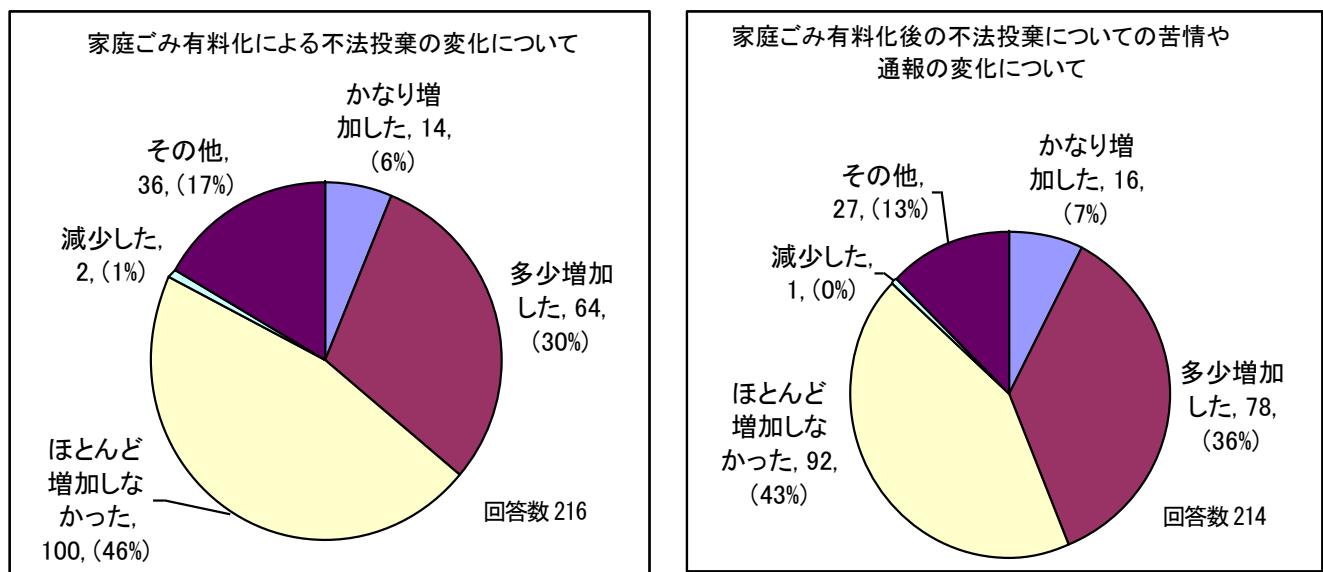


図 4-3-1 一般廃棄物処理の有料化と不法投棄及び不法投棄についての苦情等の変化

(注) 全国735市区(全市及び東京23区)を対象に2005年2月に実施したアンケート、回収数は607件

(出所) 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年10月

山川(2004)は、米国EPAの「不法投棄防止ガイドブック」に示されている分類にしたがって、不法投棄の防止策を表4-3-2のように整理するとともに、全国の全市及び特別区を対象とした調査から得られた不法投棄対策事例をとりまとめている。以下に、各対策の概要を示す。

表 4-3-2 日本で成功した不法投棄の防止策

分野	対策		回答数
投棄場所の維持管理	①不法投棄されたごみの撤去	住民参加型撤去活動	1
		処罰・呼びかけの看板	4
	②不法投棄が頻発する場所の管理	人感ライト・人感スピーカー	1
		車両進入防止柵等	5
		プランター、花壇	2
コミュニティ・アウト リーチと参加	③地域活動（コミュニティ・プログラム）	住民参加型撤去活動	1
	④啓蒙活動（アウトリーチ）		0
投棄者に対する法の 執行	⑤投棄者への指導等	特定して文書送付	1
		警察との協力・監視強化	2
	⑥監視	監視カメラ（ダミー含む）	6
		人感ライト・人感スピーカー	1
		民間協力通報網整備	2

(注) 本表では、アンケートに回答した担当者の判断により、不法投棄の防止に効果があるとされた対策を挙げている。

(出所) 山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第57巻、第257号 2004年を元に作成

① 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起こりやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、新たな不法投棄を抑制する心理的な効果があると考えられる。

② 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理したり、物理的にその場所に近づきにくくすることにより、当該場所への不法投棄が減少していることが報告されている。不法投棄されにくくする管理の方法としては、看板や人感ライト・スピーカー（人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの）の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置などが挙げられる。

③ 地域活動（コミュニティプログラム）

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくするための対策である。コミュニティプログラムには、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。参考事例として示している室戸市の事例（「a. 不法投棄されたごみの撤去」を参照）は、コミュニティプログラムでもある。また、道路・河川・公園などの公共の場所を「養子」に見立て、住民や事業者が「里親」となって、道路・河川・公園などの美化活動を実施するアドプト・プログラムもコミュニティプログラムの一例と言える。

④ 啓蒙活動（アウトリーチ）

アウトリーチとは、学習要求を持っていない人々を学習機会に参加させ、学習要求や学習行動を誘発しようとする活動である。

⑤ 投棄者への指導等

不法投棄の投棄者を特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行うことも、不法投棄の防止に有効であると考えられる。

なお、廃棄物処理法では、廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。

⑥ 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行うことも、不法投棄の防止に効果があると考えられる。

（3）排出抑制効果の維持

有料化の導入によって、経済的インセンティブ（動機付け）が働き、排出抑制が期待されるが、有料化導入後数年が経過すると、有料化による料金負担に慣れ排出抑制意識が希薄になってしまうために、排出抑制効果が減少してしまうという懸念も、有料化の導入の際の課題として挙げられる。

排出抑制効果を持続させるためには、住民に排出抑制の重要性などについて継続的な理解を促し続けることが重要であり、継続的な啓発活動の実施や情報提供、指定袋の無料配布枚数の変更などが有益である。

【参考4】不法投棄への対応事例

【不法投棄されたごみの撤去】

- 高知県室戸市では、平成14年にマスコミへの広報などを通じて不法投棄されたごみの撤去作業への協力を働きかけ、その結果、ボランティア、保健所、警察、市の農道担当部署などから計約100人が参加し、市の処理費用の負担により、2日間で計17トンのごみの撤去作業が行われた（住民参加型撤去活動）。また、撤去後は立て看板を設置することで更なる不法投棄の防止を呼びかけた。その後、撤去場所において不法投棄は確認されておらず、また、市全域においても不法投棄に係る住民からの通報件数が減少している。

【不法投棄が頻発する場所の管理】

- 奈良県奈良市では、市内8箇所の不法投棄の多発する場所に人感ライト・スピーカーを設置し、うち6～7箇所で、設置後のごみの不法投棄が大きく減少した。

【地域活動（コミュニティプログラム）】

- 採用事例としては、鳥取県米子市（対象は中海の湖岸）、静岡県静岡市（対象は安倍川・藁科川・興津川の河川敷等）などがある。

【監視】

- 大分県大分市では、5箇所の不法投棄の頻発する場所に監視カメラを設置したところ、設置場所における不法投棄はなくなり、また、その周辺に投棄場所が移動した形跡もないことが確認されている。また、東京都青梅市では、平成13年度から郵便局と、平成14年度からはタクシー会社、新聞販売店や森林組合と協定を結び、不法投棄を発見した場合に市町村へ通報するよう協力依頼をしている（民間協力通報網）。これにより、平成14年度には、不法投棄されたごみの年間回収量が、平成12年度の量と比べ約3割減少していることが確認されている。

【参考5】排出抑制効果の維持を目的とした取組事例

【排出抑制効果の維持】

- 東京都日野市は平成12年10月に有料化を導入し、導入後にマイバッグキャンペーンの実施や、更なる排出抑制効果の維持を目的としたごみ袋のサイズ（ミニ袋）の追加やごみ減量推進市民懇談会の開催など、様々な施策を継続的に実施している。その結果、家庭系ごみの排出量は有料化導入以降、700g/人・日以下と排出抑制効果を維持している。

5. 有料化の制度評価と見直し

5-1. 制度の評価と見直しの基本的な考え方

効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民や事業者に情報提供する。

【解説】

効果ある有料化の実施を図るために、廃棄物処理計画の目標に応じた有料化の目的や効果を明らかにし、制度を構築すること（Plan）にはじまり、有料化施策の導入及び実施（Do）、その実施状況や効果などの把握及び評価（Check）、その結果を踏まえた制度の見直し（Action）を行うことについて、一連のサイクルとして継続的に実施することが求められる。

具体的には、表5-1-1に示すように、一般廃棄物処理の有料化を導入した後、制度の実施状況及びその効果について毎年点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。

表 5-1-1 有料化の制度評価と見直しの考え方

	導入前年	導入年	1年目	2年目	…	n年目
P l a n	●	●				●
実施検討判断						
料金体系						
料金水準						
料金の徴収方法						
手数料収入の使途						
他施策との併用						
関係者との連携						
懸念される課題への対応						
D o			●	●	●	
関係者との連携 (説明会の開催など)		●	●	●	●	
有料化の導入						
C h e c k			●	●	●	
有料化の制度評価			●	●	●	
A c t i o n			—	—	—	
有料化の制度見直し						

定期的な評価を踏まえた制度の見直し

毎年度の点検

5－2. 点検の実施

一般廃棄物処理の有料化を導入した後、有料化の実施状況やその効果についての点検を毎年度行う。その結果に基づき、必要に応じて、効果の維持若しくは効果向上させる対策を検討、実施することが求められる。実施状況や効果結果を住民や事業者に情報提供する。

【解説】

(1) 点検項目

具体的な有料化に関する点検項目やその評価に基づく対策としては、下記に示すものが考えられる。

表 5－2-1 有料化に関する点検項目例

測定・点検項目（例）		備考
①排出抑制の効果	ごみの排出量（総量、又は人口1人あたり）	
	最終処分量（総量、又は人口1人あたり）	
②再生利用推進の効果	直接資源化量	
	総資源化量	
	リサイクル率	
③住民の意識改革	排出抑制や適正な分別排出の意識変化	アンケート調査による把握
	分別精度	
	発生抑制に寄与する消費者の商品選択の変化	
④不適正処理や不法投棄の防止	有料化の対象となる一般廃棄物の不適正排出の件数	ごみの収集作業員等による把握
	有料化の対象となる一般廃棄物の不法投棄の件数	
⑤手数料の用途	手数料の用途となる事業の実施量	

有料化の実施状況や、排出抑制及び再生利用促進の状況など有料化による効果に加え、有料化により徴収された手数料収入の用途となる事業の効果等についても併せて点検する必要がある

効果についての点検の結果については、住民や事業者へ公表することによって更なる住民や事業者の意識改革に資することが期待される。

① 排出抑制の効果

排出抑制効果は、基準年の設定や、当初の目標、将来予測の方法等によって異なる。図5－2－1は、有料化後の一般廃棄物収集量の変化を示したものであるが、将来予測の想定によって、排出抑制効果の評価も異なる。有料化をしなければAになっていたと考えると、C、Dは増加に転じているが、廃棄物減量効果は維持していると考え

られる。有料化をしなければBであったとすると、Cは有料化の効果がほとんどなくなっていると考えられる。

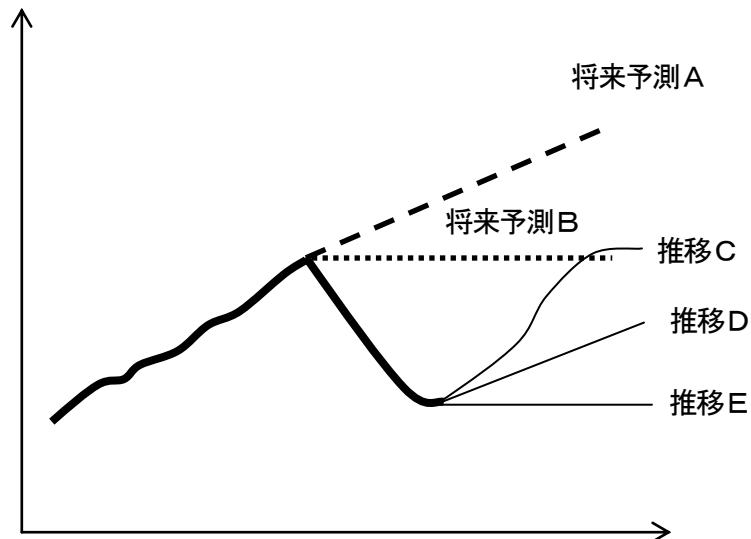


図 5-2-1 有料化後の廃棄物量予測と廃棄物量の推移パターン

十分な排出抑制効果が得られていない場合には、継続的に住民や事業者の排出抑制に対する意識を喚起することが重要である。そのためには、有料化や一般廃棄物の排出方法についての周知徹底や、排出量や資源化量の公表などの取組みが考えられる。

② 再生利用の促進効果

更なる再生利用の促進にあたっては、廃棄物の分別や収集日に関する分かりやすい一覧表の配布や、資源ごみの収集ステーションの増設、廃棄物減量等推進委員の活性化などが考えられる。また、燃やすごみ・不燃ごみと資源ごみの料金水準に関する料金差の設定などが考えられる。

③ 住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出抑制や再生利用等について住民の意識を更に高める方法としては、有料化の制度の内容や分別方法や排出方法等に関する更なる情報発信や、マイバッグキャンペーンやイベントの実施、商品購入時における発生抑制努力へのインセンティブの付与や広報の実施、再使用の促進方法などが挙げられる。

また、事業者の意識を更に高める方法としては、減量化や再資源化手法、引渡可能な再資源化事業者等に関する更なる情報発信や、減量化計画を評価・検証し、フィードバックすることなどが考えられる。(情報発信・周知徹底については4-2、キャンペーン等については3-5を参照のこと)

④ 不適正排出や不法投棄、排出抑制効果の低減の防止

不適正排出の防止が十分でない場合、指定袋の形状・色・透明度の検討、指導員の設置及び活性化、収集頻度の検討、有料化や分別区分に関する周知徹底等が必要である。特に、有料化の導入と同時に、分別区分の見直しや収集方法の変更を行った場合には、分別収集に対する認知度が低いことが懸念されるため、一般廃棄物の分別及び排出方法などについて積極的な広報活動が求められる。(不適正排出や不法投棄を防止する具体策については、4-3を参照のこと)

⑤ 手数料収入の使途

有料化の実施による手数料収入を充てた事業の点検も同時にを行うことが求められるため、使途への妥当性及び、事業の有意性などを評価することが必要である。

手数料収入が有効に活用されていないと判断された場合には、住民や事業者の理解の得られる新たな使い道を検討する必要がある（手数料収入の使途については3-4を参照のこと）。

（2）運用制度の妥当性

有料化の手数料の媒体となる指定ごみ袋やシール等が、自分が排出するごみ量よりも過大な単位のものしかない場合（例えば、ごみの排出量が、指定ごみ袋やシールの容量の半分程度しかない場合）には、排出量当たりの手数料の負担額に格差が生じるほか、十分な排出抑制効果が現れないことが考えられる。指定ごみ袋の容量をより少ないものにしていくことは、排出者にとって排出抑制への取組みを行う際の目標として有効であるため、住民の排出実態に合わせ、より少量の単位の指定ごみ袋やシールを導入することが求められる。

なお、複数の容量の指定ごみ袋を用意する場合、より小さい容量のごみ袋に移行するインセンティブを確保するために、大きい容量の袋の料金単価が、小さい容量のものに比べて安価にならないよう留意する必要がある。

また、直接搬入の場合に手数料の料金水準を無料又は安価にしている場合には、排出抑制効果が十分に得られないことが考えられる。公平性確保の観点からも、料金格差のは正について、検討を行うことが求められる。

【参考1】一般廃棄物排出量の推移事例

図5-2-2は、平成17年度に可燃ごみの有料化を実施した自治体のうち18自治体について、有料化実施前年（平成16年度）から平成21年度までの一人当たり可燃ごみ収集量の推移をしたものである。一人当たり収集量について、有料化実施前年を100として、それ以降を有料化実施前年に対する指数で示している。

平成21年度（有料化5年目）に指数が100を超える自治体が3件あったが、そのうち1件は料金水準が0.2円/Lと低い自治体であり、1件は平成21年度よりプラスチックごみを不燃ごみから可燃ごみに転換した自治体であった。

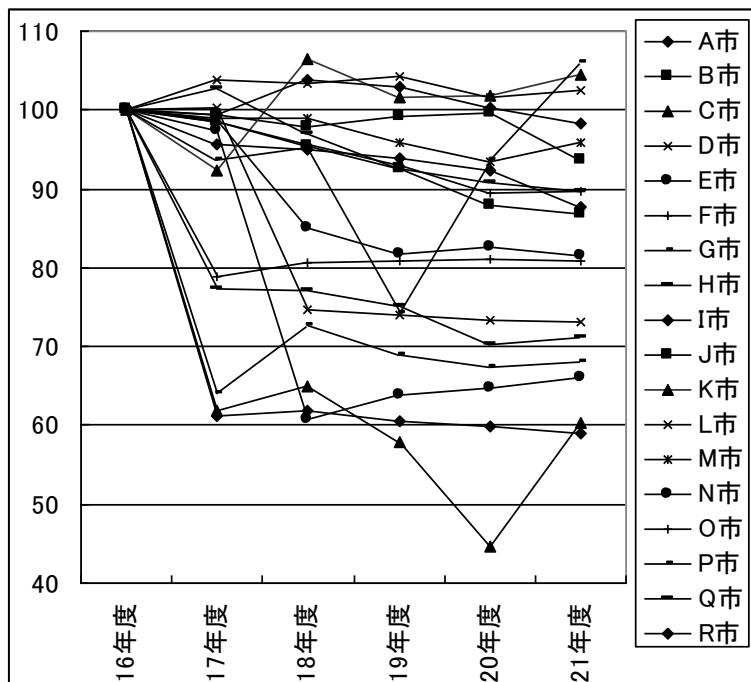


図 5-2-2 有料化前後の可燃ごみ量の変化（導入前年=100）

(注1) 2000年以前に有料化を導入し、かつデータがそろっている11市町村が集計対象((g/人・日)で記入している市町村)

(注2) 導入前年の1人1日当たりのごみ排出量を100として算出した指数を縦軸の数値としている。

(注3) 直近年とは2005年、導入2年目とは市町村によって1996年～2001年が該当する。そのため、導入2年目と直近年の間隔が、市町村によって異なる(4～9年)。

(出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(平成23年度実施)

【参考2】評価体制事例

有料化に関する評価を行う際には、様々な関係主体が参加して議論を行うことで、より効果のあるものとすることも考えられる。例えば、福岡県北九州市では、有料化の見直しを契機に、学識経験者や事業者、NPO、市民などが参画する「家庭ごみの減量・リサイクルフォローアップ委員会」を設置し、委員会で家庭ごみの収集に関する成果や課題について、継続的に検証を行い今後の施策の検討に役立てている。

＜北九州市 家庭ごみの減量・リサイクルフォローアップ委員会＞

北九州市では、平成18年7月に実施した「家庭ごみの収集制度の見直し」の効果などを継続的に検証していくことを目的に、ごみの減量や分別・リサイクルの状況、ごみ処理・リサイクルに関するコストなどの情報を、学識経験者、事業者、NPO、市民(一般公募)など、関係者で共有し、ごみの減量・リサイクルの促進などの議論を深め、今後の本市の施策につなげていく「北九州市家庭ごみの減量・リサイクルフォローアップ委員会」を設置した。家庭ごみ収集制度変更の成果や今後の課題について継続的に検証し今後の具体的な施策を検討する。

第1回委員会を平成18年9月1日、第2回委員会を平成18年11月27日に開催し、北九州市ホームページにおいても情報公開を行っている。

■第一回委員会 議事項目

- ・委員長の選出について
- ・家庭ごみ収集制度見直し後（2ヶ月）のごみ減量及びリサイクル状況について
- ・ごみの減量及びリサイクルについて（自由討議）
- ・今後の委員会の進め方について

■第二回委員会 議事項目

- ・「家庭ごみ収集制度見直し」実施後の状況について（7月～10月のごみ量と資源化物量）
 - ・ごみ処理のコストについて
 - ・全市共通ノーレジ袋ポイント事業の開始について
 - ・事業所のごみ減量化、リサイクルへの取り組みについて

【参考3】排出抑制の維持事例

■滋賀県守山市

昭和57年に、排出量多段階比例型を採用した守山市では、有料化の導入から2年後にはごみの排出量は半減した。その後、更にリサイクルをすすめるため、現在では12区分で分別収集を行なっている。市の指定ごみ袋を中身の見えない紙袋から透明の袋に切替えをすることで、市民に分別の徹底を促している。これにより、有料化の導入から20年以上が経過している現在でも、1人1日あたりの資源ごみを除いたごみの排出量が、有料化の導入前の年度（昭和56年度）に比べ40%減となっている。

しかしながら、近年、市内におけるごみの排出量の総量が増加していることから、料金体系および料金水準の改定について検討を進めることとしている。

5-3. 制度の見直し

有料化の制度見直しは、ごみ処理基本計画の見直しや、市町村合併等と併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。

【解説】

ごみ処理基本計画は、概ね5年に一度、見直しが行われる。この機会に併せて、有料化の制度についても見直しを実施することが適切である。

ごみ処理基本計画の見直しにおいて、廃棄物行政の方針、目標が大きく見直される場合には、その見直しに即した有料化の制度見直しが必要となる。廃棄物行政の方針や目標に大きな変更がない場合においても、毎年の点検結果を踏まえ、制度の評価及び改善や見直しを実施することが適切である。

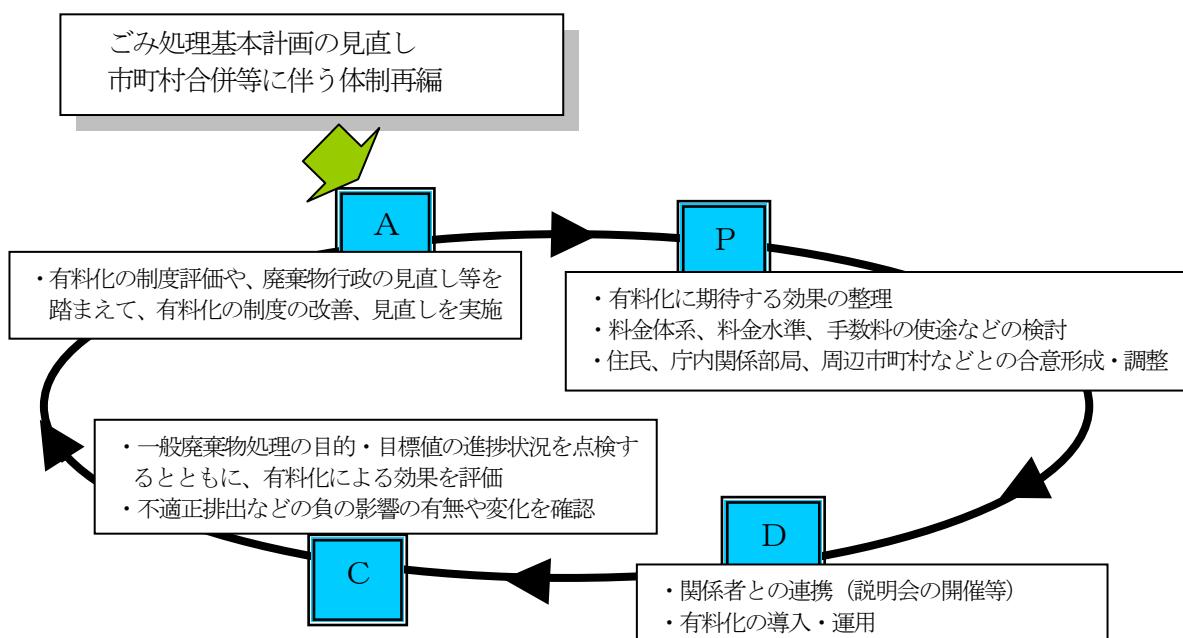


図 5-3-1 一般廃棄物処理の有料化のPDCAサイクル

(1) 定期的な点検・評価を踏まえた見直し

定期的な点検・評価による運用の変更では、有料化の目的や期待される効果の達成が不十分である場合には、有料化の制度の仕組み（料金体系、料金水準、手数料の使途など）の見直しや、併用施策の見直しや追加を行う必要がある。

例えば、排出抑制効果が不十分である場合には、料金体系の変更や、料金水準の引き上げなどが考えられる。

(2) 一般廃棄物処理計画の方針・目的の変化に即した見直し

ごみ処理基本計画の方針や目標が、大きく変更される場合には、その変更に即して、

有料化の制度も見直す必要がある。

また、市町村合併が予定されている場合には、料金体系や料金水準などの統一が必要となる。(参考4②)。

なお、市町村合併が予定されている場合には、ごみ処理基本計画も見直されるため、新たに作成される計画の方針や目的に即した有料化の制度見直しが必要となる。

【参考4】有料化の制度の見直し事例

①料金体系の見直し

山谷（2005）の調査結果によると、料金体系の見直しを行った市町村は8市町村であった。そのうち3市は定額制から排出量単純比例型への変更であり、残りは、排出量単純比例型から排出量多段階比例型への変更（滋賀県守山市）、排出量単純比例型から一定量無料型への変更（滋賀県栗東市）、一定量無料型から排出量単純比例型への変更（島根県出雲市）、排出量多段階比例型から超過量方式への変更（静岡県御殿場市）となっている。（山谷修作「最新家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年7月）

■岐阜県多治見市

岐阜県多治見市では、負担の公平性の確保、ごみ減量化への更なる動機付けの強化、財政の健全化を目的として、手数料の料金水準の見直しを行った。この結果、手数料の収入がごみ収集費用の1/4程度となるように設定されていたものを、1/3程度となるように変更した。

平成17年7月に料金水準を変更してから、9月までの期間におけるごみの収集量等の実績は、前年同月比で以下の通りであった。

- 可燃ごみの収集量……………8.7% 減
- 資源ごみの回収量（古紙）……………16.1% 増
- 生ごみ処理機に対する補助申請件数……105% 増

②合併による見直し

■三重県志摩市

三重県志摩市は、平成16年10月に5町が合併した。合併前の旧5町のうち、40Lごみ袋の価格は、3町が1枚当たり100円、1町が同40円、1町が同22円（45L）であったが、合併後、合併前に比較的低額であった旧町地域でも合意できる水準として、同50円に統一された。

■山口県下関市

山口県下関市は、平成17年2月に1市4町が合併。合併以前の旧下関市では、燃やせるごみの料金水準はごみ袋1枚（45L）当たり50円であったが、合併後は、4町が旧下関市より低い料金水準であったことを考慮して、同45円に変更された。また、資源ごみの料金水準は、ごみ袋1枚（45L）当たり30円から同20円に変更された。

引用文献

1. 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議『ごみ有料制に関する調査・研究報告書』2000年
2. 落合由起子『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株)ライフデザイン研究所、1996年
3. 財団法人関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書(内閣府委託調査)』2006年
4. 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版、2002年
5. 山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第57巻、第257号、2004年
6. 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年7月
7. 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年9月
8. 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年10月